

愛知県建築物耐震改修促進計画
—あいち建築減災プラン 2020—

平成24年3月

(平成26年3月一部改定)

(平成27年7月一部改定)

愛知県

【 目 次 】

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 第1章 | はじめに..... | 1 |
| 1-1 | 計画策定の背景 耐震化と減災対策 | 1 |
| 1-2 | 計画の位置づけ | 4 |
| 第2章 | 計画の基本的事項 | 5 |
| 2-1 | 対象区域、計画期間、対象建築物 | 5 |
| 2-2 | 住宅、建築物の耐震化の現状 | 9 |
| 第3章 | 計画の方針 | 12 |
| 3-1 | 計画の方針 | 12 |
| 3-2 | 計画の目標 | 13 |
| 第4章 | 住宅の耐震化及び減災化促進..... | 14 |
| 4-1 | 施策の方針 | 14 |
| 4-2 | 耐震化の促進 | 15 |
| 4-3 | 減災化の促進 | 18 |
| 4-4 | 防災まちづくりと普及・啓発 | 20 |
| 4-5 | その他の施策 | 22 |
| 第5章 | 建築物の耐震化促進..... | 24 |
| 5-1 | 施策の方針 | 24 |
| 5-2 | 耐震診断の義務付け | 25 |
| 5-3 | 建築物の耐震化促進 | 28 |
| 5-4 | その他の施策 | 34 |
| 第6章 | 計画達成に向けて | 35 |
| 6-1 | 耐震化及び減災化に向けた役割分担 | 35 |
| 6-2 | 市町村耐震改修促進計画について | 36 |
| 6-3 | フォローアップについて | 36 |
| | 参 考 資 料 | 38 |

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景 耐震化と減災対策

愛知県では、平成 18 年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度までに耐震化率 90%を目標に住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

これまでの地震被害を振り返ると、阪神・淡路大震災(平成 7 年 1 月 16 日発生)^{※参考1}では 6,434 人の尊い命が奪われましたが、このうち、地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。以降、住宅等の耐震化が重要な課題となり、全国的に耐震化等の取組みが進められてきました。また、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日発生)の原因となった東北地方太平洋沖地震は、それ以前に予測していなかった複数のプレートによる連動地震でした。

愛知県は、東海・東南海・南海の 3 連動地震、さらには宮崎県沖の日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸を震源域に加えた 5 連動地震の逼迫性が指摘されており、全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域です。東日本大震災の経験から、震災後の仮設住宅や復興住宅の整備等、被災者支援には相当な時間を要するため、避難所や仮設住宅での生活が長期にわたる可能性があります。建物倒壊により長期間、ご自宅や職場を失うということは、生活基盤そのものが揺らぐことになります。そこで、被災後の安全・安心な生活を守るため、「公助」だけではなく被災前の「自助」として耐震化を促進する必要があります。

さらに、愛知県における県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画である「愛知県住生活基本計画」(平成 23 年度策定)^{※参考2}において、平成 32 年度までに住宅の耐震化率を 95%とする目標を策定しました。これまで、愛知県においては民間住宅の耐震化に取組み、約 10,000 棟の耐震改修への補助を行ってきましたが、住宅の耐震化率 95%を達成するためには、耐震改修に加え、更なる耐震化を促進する必要があります。

また、東日本大震災で大きな被害をもたらした津波から身を守るためには、津波が到達する前に安全な場所に避難すること、すなわち住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、怪我せずに動けることが重要であることがわかっています。

以上のことから、東日本大震災の教訓を踏まえて、「愛知県住生活基本計画」の目標を達成するための耐震アクションプランとして、新たな「愛知県建築物耐震改修促進計画」(あいち建築減災プラン 2020)(以下、「本計画」という。)を策定します。

【※参考 1：阪神・淡路大震災の被害状況】

出典：改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説(H18.2)

① 死者数の約9割が住宅の倒壊等によるもの

表 1.1-死因とその死者数

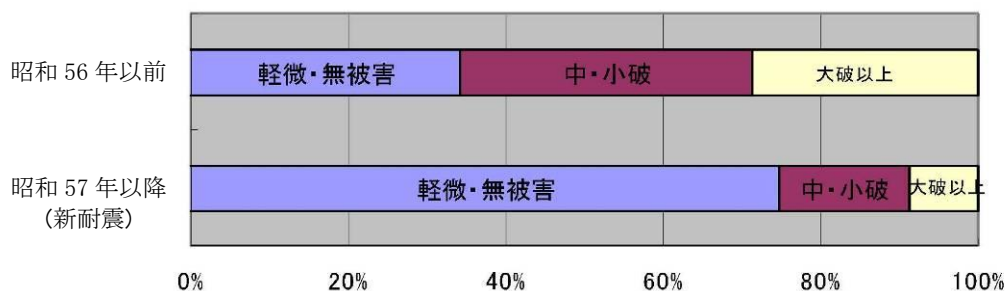
| 死 因 | 死者数 |
|-------------------------|---------------|
| 家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの | 4,831 人(88%) |
| 焼死(火傷死)及びその疑いのあるもの | 550 人(10%) |
| その他 | 121 人(2%) |
| 合 計 | 5,502 人(100%) |

※ 平成 7 年度版「警察白書」より(平成 7 年 4 月 24 日現在)警察庁調べ

※ 平成 17 年 12 月 22 日現在の死者数は 6,434 人、全壊住家数は 104,906 戸(消防庁)

② 昭和 56 年以前の建築物(「新耐震」以前の建築物)に大きな被害

図 1.1-建築年別にみる被害状況



【※参考 2：「愛知県住生活基本計画」(平成 24 年 3 月策定)より一部抜粋】

第 4 章 住まい・まちづくりの目標と施策の展開

1 住まい・まちづくりの目標 (1) 住まい ～良質な住宅ストックをつくる～

目標1 自然災害に強い住まい・まちづくり

○住まいの耐震化促進

1981 年(昭和 56 年)以前の古い耐震基準で建てられた耐震性の劣る戸建住宅、共同住宅の耐震改修を促進するために、住まい手の意識啓発や無料耐震診断、耐震改修工事費に対する支援、税制優遇などの制度の普及などにより、既存住宅の耐震化を促進します。

| 指標 | 現状値 (2008 年) | 目標値 (2020 年) |
|---|-----------------|-----------------|
| ●住宅の耐震性の確保 ・新耐震基準 1981 年(昭和 56 年)基準と同程度以上の耐震性を有する住宅ストックの比率 | 82% | 95% |

【※参考 3：東日本大震災から「減災」という考え方の必要性】

出典：東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲惨のなかの希望～」(H23.6)

① 「減災」という考え方

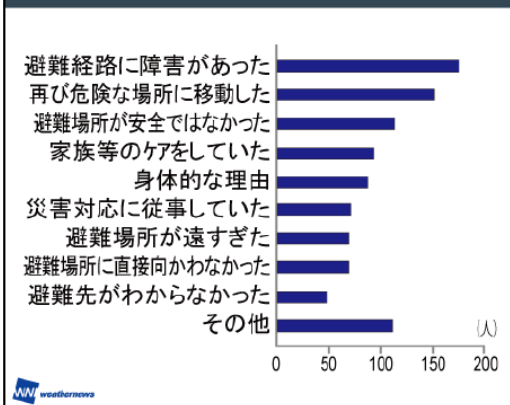
今回の津波は、これまでの災害に対する考え方を大きく変えた。今回の津波の浸水域は極めて広範囲であり、その勢いは信じ難いほどに巨大であった。それは、物理的に防御できない津波が存在することをわれわれに教えた。この規模の津波を防波堤・防潮堤を中心とする最前線のみで防御することは、もはやできないということが明らかとなった。今後の復興にあたっては、大自然災害を完全に封鎖することができるとの思想ではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が重要である。この考え方に立って、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備えなければならない。

【※参考 4：東日本大震災にみる避難経路確保の重要性】

出典：株式会社 ウェザーニューズ「東日本大震災 津波調査」(H23.9)

Q.なぜ津波から逃げきれなかったか？

亡くなった方



「なぜ津波から逃げ切れなかったか？」という質問に対して、避難経路に障害があったという回答が最も多く18%に上った。津波等から生き残るためには、避難が生死を分けるもっとも重要な行動であるが、東日本大震災でも、避難することの難しさが明らかになったと言える。

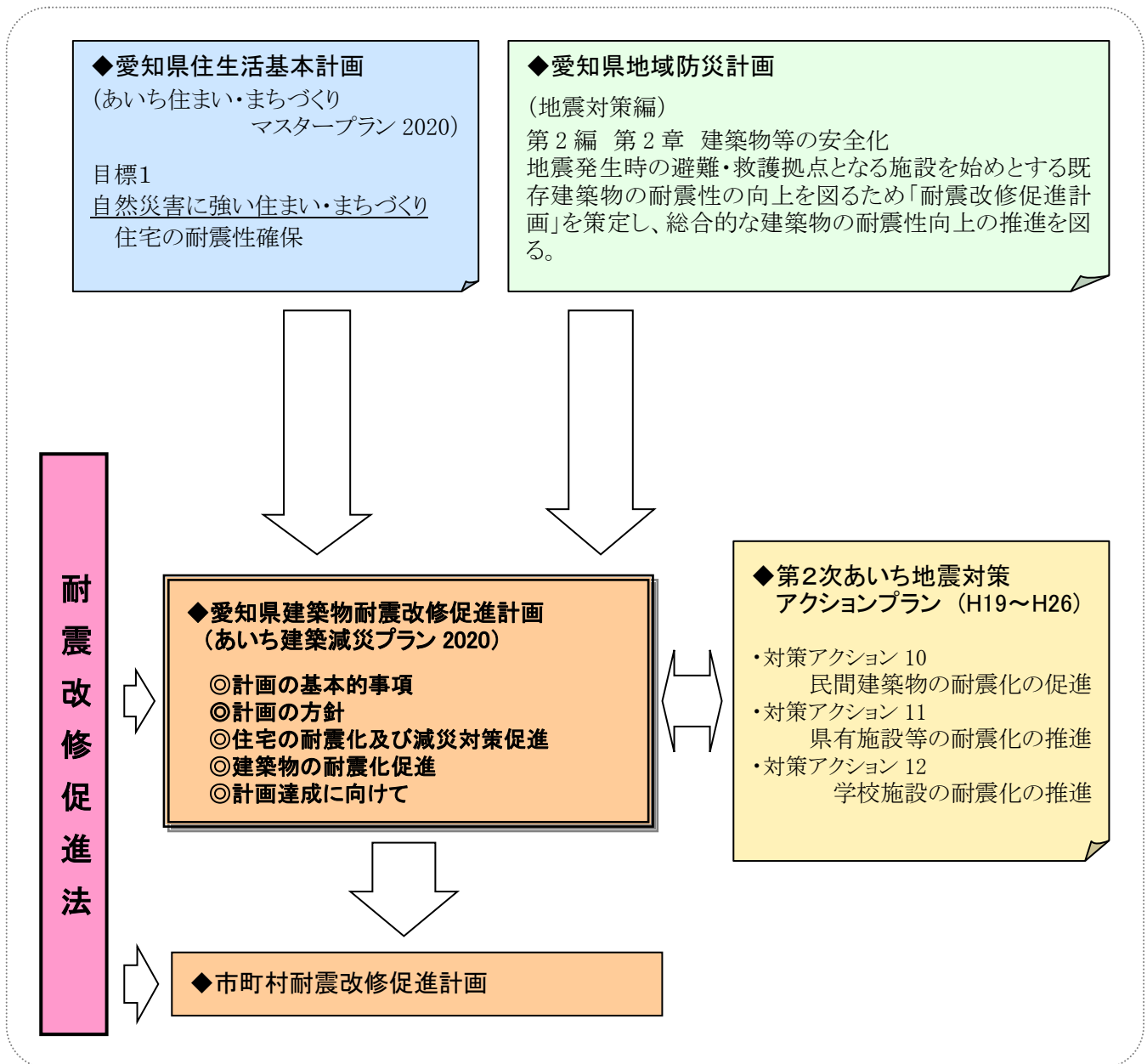
(生存者が推測する死亡者が津波から逃げ切れなかった理由)

(N=1,998)

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「愛知県地域防災計画」・「愛知県住生活基本計画」・「第2次あいち地震対策アクションプラン」を関連計画として、「耐震改修促進法」に基づき、県における住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として策定するものです。

図 1.2-愛知県建築物耐震改修促進計画の位置づけ



第2章 計画の基本的事項

本計画は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止することを目的とします。このため本計画では住宅及び建築物の耐震化の状況を整理し、建築物の耐震化と減災化の目標を定めます。その目標を達成するために、国・県・市町村・所有者等で役割分担をし、施策を定め、耐震化及び減災化に取り組めます。

2-1 対象区域、計画期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、愛知県全域とします。

2. 計画期間

計画期間は平成24年度から平成32年度の9年間とします。

3. 対象建築物

本計画では、**すべての建築物**を対象とします。とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された**住宅**及び**耐震性のない*特定既存耐震不適格建築物等**を対象に耐震化を図っていきます。

また、本計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対する減災化を促進していきます。

■ 住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅

■ 特定既存耐震不適格建築物等

(1) 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項(既存不適格)の適用をうけている建築物(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。)

- ① 多数の者が利用する建築物(法第14条第1号)…………… P6 参照
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第14条第2号) …… P7 参照
- ③ その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(法第14条第3号)…………… P8 参照

(2) 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に示される建築物で以下に示すもの

- ① 都道府県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物(防災上重要な建築物)(法第7条第1号)
- ② その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る)(法第7条第2号)
- ③ その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格(耐震不明建築物であるもの)に限り、(2)②に挙げる建築物であるものを除く。(法第7条第3号)

※耐震性のない建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物をいう。

【①多数の者が利用する建築物】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下とされています。

表 2.1-多数の者が利用する建築物

| 法 ※1 | 政令 第6条第2項 | 用 途 | 規 模 | |
|---|---|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 第14条第1号 | 第1号 | 幼稚園、保育所 | 階数2以上かつ床面積500㎡以上 | |
| | 第2号 | 小学校等 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 | 階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む) |
| | | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | | 階数2以上かつ |
| | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 | | 床面積1,000㎡以上 | |
| | 第3号 | 学校 | 第2号以外の学校 | 階数3以上かつ床面積1,000㎡以上 |
| | | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | |
| | | 病院、診療所 | | |
| | | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | |
| | | 集会場、公会堂 | | |
| | | 展示場 | | |
| | | 卸売市場 | | |
| | | 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗 | | |
| | | ホテル、旅館 | | |
| | | 賃貸住宅※2（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿 | | |
| | | 事務所 | | |
| | | 博物館、美術館、図書館 | | |
| | | 遊技場 | | |
| | | 公衆浴場 | | |
| | | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | |
| | | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | |
| 工場 | | | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | | | |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | | | |
| 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | | | |
| 第4号 | 体育館（一般公共の用に供されるもの） | | 階数1以上かつ床面積1,000㎡以上 | |

※1 耐震改修促進法 ※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

【②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下とされています。

表 2.2-危険物の貯蔵場又は処理場する建築物

| 法 ※1 | 政令 第7条 第2項 | 危険物の種類 | | 数量 |
|---------|--------------------------------------|----------------------------------|---|---|
| 第14条第2号 | 第1号 | 火薬類 | 火薬 | 10トン |
| | | | 爆薬 | 5トン |
| | | | 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 | 50万個 |
| | | | 銃用雷管 | 500万個 |
| | | | 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 | 5万個 |
| | | | 導爆線又は導火線 | 500キロメートル |
| | | | 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 | 2トン |
| | | | その他火薬又は爆薬を使用した火工品 | 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量 |
| | 第2号 | 石油類 | 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量 | |
| | | 消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く) | | |
| | 第3号 | 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 | | 30トン |
| | 第4号 | 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 | | 20立方メートル |
| | 第5号 | マッチ | | 300マッチトン※2 |
| | 第6号 | 可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く) | | 2万立方メートル |
| 第7号 | 圧縮ガス | | 20万立方メートル | |
| 第8号 | 液化ガス | | 2,000トン | |
| 第9号 | 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る) | | 20トン | |
| 第10号 | 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る) | | 200トン | |

※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120kg。

【③通行障害既存耐震不適格建築物】

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

1. 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(法第5条第3項第2号)

<通行障害建築物の要件>

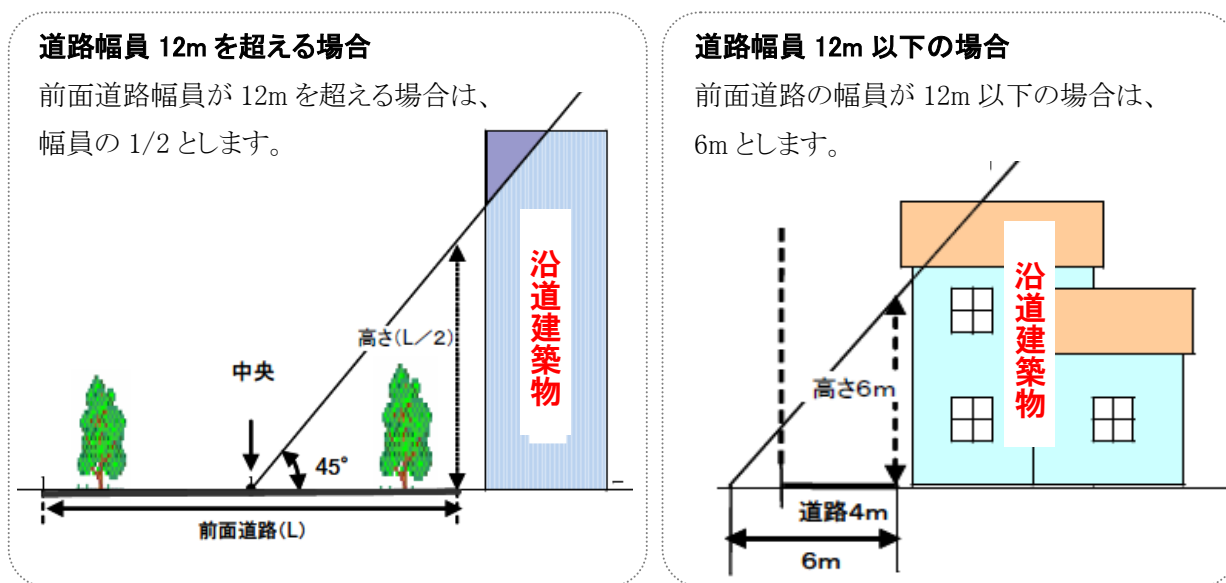


図 2.1-通行障害建築物の要件

2. 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(法第5条第3項第2号)

3. 対象道路

(1) 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路

P26,27 に示す道路

(2) 耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき定める道路

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路(P26,27 参照)以外の道路

(3) 耐震改修促進法第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路

2-2 住宅、建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。この基準によって建築された建築物(以下、「新耐震建築物」、特に住宅を指す場合は「新耐震住宅」という。)は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物(以下、「新耐震以前建築物」、特に住宅を指す場合は「新耐震以前住宅」という。)は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。よって、本計画では、新耐震建築物と新耐震以前建築物で耐震診断の結果耐震性有りと判定された建築物、耐震改修を行った建築物、及びそれ以外の建築物の一定割合*が耐震性が確保されているとし、それ以外の建築物を耐震性が確保されていないとします。

※耐震診断を行った新耐震以前建築物のうち耐震性があると判定された割合

1. 住宅

平成23年度時点で、県内における住宅の耐震化の現状は、居住世帯のある住宅総数約280万戸のうち、約240万戸は耐震性があると推計され、耐震化率は85%です。

しかし、耐震性がないと判断される住宅が約40万戸存在することから、これらの住宅の耐震化の促進に努めていきます。

表 2.3-愛知県における耐震性のある住宅の割合(平成23年度時点) 単位:戸(居住世帯のある住宅に限る)

| 分類 | 全数 | 新耐震住宅 (耐震性あり)① | 新耐震以前住宅 | | 耐震性のある住宅 ①+② | 割合* |
|------|-----------|-------------------|---------|---------|-----------------|-----|
| | | | 耐震性あり② | 耐震性なし | | |
| 木造 | 1,315,200 | 804,700 | 173,600 | 336,900 | 978,300 | 74% |
| 木造以外 | 1,487,200 | 1,131,700 | 290,800 | 64,700 | 1,422,500 | 95% |
| 計 | 2,802,400 | 1,936,400 | 464,400 | 401,600 | 2,400,800 | 85% |

H20 住宅土地統計調査等から推計

※(①+②)/全数

2. 建築物

(1) 多数の者が利用する建築物

平成23年度時点において平成25年改正前の耐震改修促進法第6条第1号に規定する多数の者が利用する建築物は公共建築物で981棟、民間建築物で6,011棟が耐震化されておらず、その割合は全体の21% (6,992棟/32,588棟※)となります。

表 2.4-愛知県における多数の者が利用する建築物の状況(平成23年度時点)※

単位:棟

| 平成25年改正前の 法第6条第1号建築物 | 公共建築物数 | 民間建築物数 | 合計 |
|-------------------------|------------|--------------|--------------|
| 多数の者が利用する建築物 | 10% | 27% | 21% |
| | 981/10,320 | 6,011/22,268 | 6,992/32,588 |

※分母は平成18年度の「愛知県建築物耐震改修促進計画」時点の該当する建築物数であり、分子は平成23年度時点で耐震化がされていない建築物数である。パーセントは耐震化がされていない建築物の割合である。用途別においても同様である。

表 2.5-用途別愛知県における多数の者が利用する建築物の状況

(平成23年度時点)

単位:棟

| 用途 | | 公共建築物 | 民間建築物 | 全体 |
|---------------------------------------|---|--------------|--------------|--------------|
| ① 必要な公共及び民間施設 災害応急対策活動に 計画有り | 災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物 (庁舎、警察署、消防署、保健所等) | 9% | — | 9% |
| | | 47/512 | — | 47/512 |
| | 救護建築物 (災害拠点病院、救急病院、救急診療所) | 19% | 37% | 33% |
| | | 11/57 | 71/191 | 82/248 |
| | 避難所指定の建築物 (学校、幼稚園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、 体育館等) | 10% | 17% | 10% |
| | | 339/3,468 | 41/238 | 380/3,706 |
| | 災害時要援護者のための建築物 (老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等) | 6% | 6% | 6% |
| | 7/120 | 15/266 | 22/386 | |
| ① 必要な公共及び民間施設 災害応急対策活動に 計画無し | 避難所指定のない教育建築物 (学校、幼稚園、保育所) | 19% | 35% | 25% |
| | | 297/1,550 | 302/875 | 599/2,425 |
| | 救護建築物 (救急病院、救急診療所) | 5% | 27% | 24% |
| | 3/62 | 108/397 | 111/459 | |
| ② ①以外の公共施設 | 公共建築物 (博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂等) | 12% | — | 12% |
| | | 57/488 | — | 57/488 |
| | 上記以外の公共建築物 (公営住宅を除く) | 35% | — | 35% |
| | 65/188 | — | 65/188 | |
| | 4% | — | 4% | |
| | 155/3,875 | — | 155/3,875 | |
| ③ 民間施設 ①以外の | 民間建築物 (劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等) | — | 28% | 28% |
| | | — | 2,835/10,289 | 2,835/10,289 |
| | 賃貸共同住宅 | — | 26% | 26% |
| | — | 2,639/10,012 | 2,639/10,012 | |
| 合計 | | 10% | 27% | 21% |
| | | 981/10,320 | 6,011/22,268 | 6,992/32,588 |

(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

平成 23 年度時点において平成 25 年改正前の耐震改修促進法第 6 条第 2 号に規定する危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物は、1,228 棟が耐震化されておらず、その割合は全体の 46% (1,228 棟/2,688 棟※)となります。

※分母は平成 19 年度時点の該当する建築物数であり、分子は平成 23 年度時点で耐震化がされていない建築物数である。

表 2.6-愛知県における危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の状況
(平成 23 年度時点)

単位:棟

| 平成 25 年改正前の 法第 6 条第 2 号建築物 | 公共建築物※ | 民間建築物※ | 合計※ |
|-------------------------------|--------|--------|-------|
| 危険物の貯蔵場等 | 8 | 1,220 | 1,228 |

※耐震性のない建築物数

(3)地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

平成 23 年度時点において平成 25 年改正前の耐震改修促進法第 6 条第 3 号に規定する地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、7,082 棟が耐震化されておらず、その割合は全体の 26% (7,082 棟/27,240 棟※)となります。

※分母は平成 19 年度時点の該当する建築物数であり、分子は平成 23 年度時点で耐震化がされていない建築物数である。

表 2.7-愛知県における地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の状況

(平成 23 年度時点)

単位:棟

| 平成 25 年改正前の法第 6 条第 3 号建築物 | | 公共建築物※ | 民間建築物※ | 合計※ |
|---------------------------|----------|--------|--------|-------|
| 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 | 緊急輸送道路沿い | 53 | 4,051 | 4,104 |
| | 避難路沿い | 38 | 2,940 | 2,978 |
| | 合計 | 91 | 6,991 | 7,082 |

※耐震性のない建築物数

第3章 計画の方針

3-1 計画の方針

国が定めた建築物の耐震化を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示)は、10年後に、東海地震、東南海・南海地震における死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成17年当時の75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標としています。(なお、国は、平成25年11月、住宅については平成32年度までに少なくとも95%にすることに目標を改めている。)

また、愛知県地震防災推進条例*では、県民の責務として、「建築物その他の工作物の耐震性の確保」、「家具の転倒防止」に努めるものとしています。

これらのことを踏まえ、愛知県では、これまで、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに90%にすることを目標に耐震化促進に取り組んできました。

さらには、国の「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)では、住宅等の耐震化を徹底することにより、平成32年度までに耐震化率を95%にすることが決定されました。また、「愛知県住生活基本計画」(平成23年度策定)においても、平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標を策定しました。

そこで、本計画では、平成32年度に向けて住宅の耐震化率の目標を設定すると共に、耐震化されない住宅も含めて、減災化の目標を定めます。また、その他の建築物については、平成23年度調査時点の特定建築物数(多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で耐震性のないもの)について、削減目標を定めます。

これらの目標を達成することで、住宅の倒壊による死者を無くし、東海地震、東南海・南海地震における死者数及び経済被害額を被害想定からさらに低減させるよう努めます。

※愛知県地震防災推進条例5条 抜粋

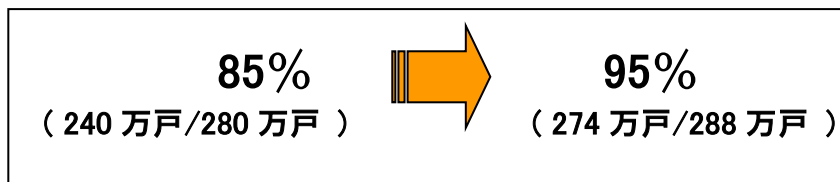
県民は、地震が発生したとき及び地震津波が襲来したとき並びに東海地震に係る警戒宣言が発せられたときに備え、地震防災に関する知識の習得に努めると共に、自己の安全を確保するため、あらかじめ「建築物その他の工作物の耐震性の確保」、「家具の転倒防止」について対策を講ずるよう努めなければならない。

3-2 計画の目標

1. 住宅の耐震化

住宅については、平成 32 年度までの耐震化の目標を 95%とします。

なお住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含み全ての住宅を対象に目標を定めます。



2. 住宅の減災化

東日本大震災の経験より、津波から逃げるためには、住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、怪我せずに動けることが重要であることがわかりました。そこで、住宅の施策として、耐震化施策に加え、新たに減災化施策^{*}を位置づけて取り組んでいきます。

住宅の減災化では、容易で効果的な方法により住宅倒壊による圧迫死を限りなく“ゼロ”にすることを目的とします。「住宅倒壊から人命を守る！」を目標とし施策に取り組みます。

住宅倒壊から人命を守る！

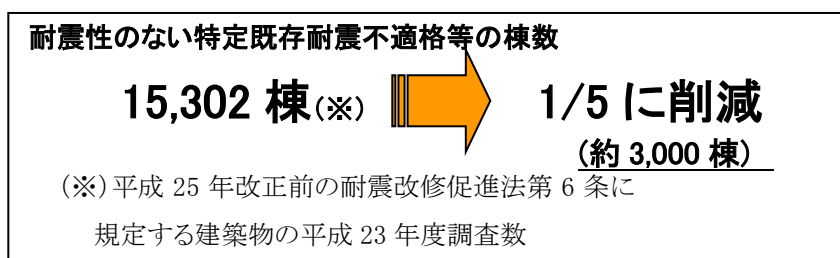
※減災化施策の定義

「住宅が損傷したとしても、人命は守る取組み」

3. 建築物の耐震化

建築物に関しては、平成 32 年度までに耐震性のない対象建築物数を 1/5 に削減させることを目標とした施策を実施します。平成 23 年度調査による耐震性のない特定既存耐震不適格等の建築物等の棟数を 1/5 に削減することは、耐震化率 95%相当となります。

このため、まずは、特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対して耐震診断の必要性や支援策を説明し、指導助言を実施して、耐震改修の促進を図ります。



特定既存耐震不適格建築物等に該当しない小規模な避難所等についても、市町村と連携し積極的に耐震化を図ります。

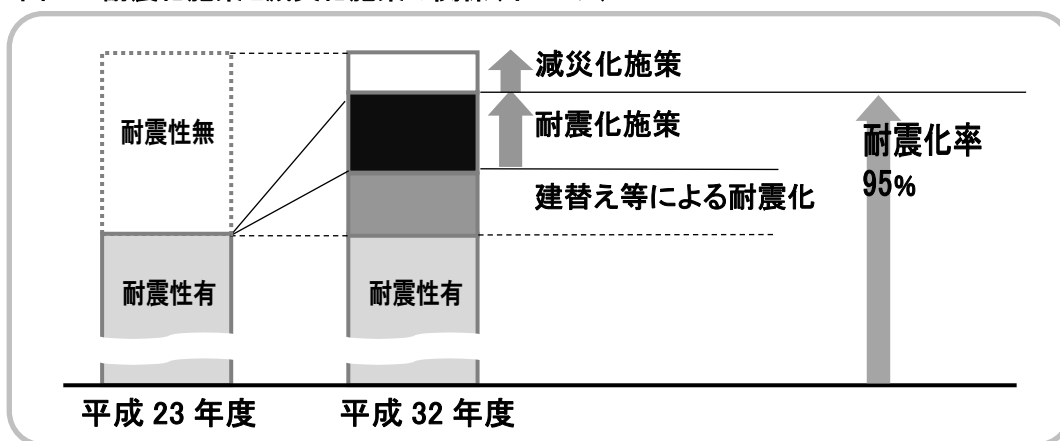
第4章 住宅の耐震化及び減災化促進

4-1 施策の方針

住宅の耐震化の目標である平成32年度に耐震化率95%を達成するために、住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など支援施策の利用を進め、耐震化の促進を図っていきます。

また、耐震化されない住宅に対しても「住宅倒壊から人命を守る！」という目標に向けて、減災化の促進を図っていきます。

図4.1-耐震化施策と減災化施策の関係(イメージ)



| | | |
|----------------------|-------------------------|-----------|
| H32年度の居住世帯のある住宅数(推計) | H32年度の居住世帯のある住宅数(推計) 内訳 | |
| | 耐震性を有する戸数の目標 | 耐震性がない戸数 |
| 2,884,500 戸 | 2,740,300 戸 | 144,200 戸 |

耐震化目標 95%

| H23年度 | H24~H32年度 | | |
|-------------------|----------------------|-------------------|-----------------|
| H23年度時点で耐震性を有する戸数 | 傾向から建替え等※による耐震化される戸数 | 傾向から世帯増による新築される戸数 | 今後9年間の耐震化施策必要戸数 |
| 2,400,800 戸 | 236,400 戸 | 82,100 戸 | 21,000 戸 |

H20 住宅土地統計調査等から推計

※建替え等: 建替え、補助を受けずに行った耐震改修

4-2 耐震化の促進

1. 耐震診断

新耐震以前住宅の耐震化を図るためには、まず自らの住宅の耐震性の有無を知る必要があります。そのために市町村が事業主体である、住宅の耐震診断補助事業に対して、県が支援をし、耐震診断が受けられる制度を引き続き、実施していきます。また、県は、補助制度を設けていない市町村に対して制度創設へ働きかけを行います。

表 4.1-民間住宅耐震診断費補助事業

| 概要 | 補助率等 | 要件 |
|---|--|-------------------|
| 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。 | 対象 : 戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅 補助割合: 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 金額 : 4.5 万円 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 |
| 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。 | 対象 : 戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅 補助割合: 国 1/3 県 1/6 市町村 1/6 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 |

2. 耐震改修

(1)耐震改修費補助

これまで、市町村が事業主体となって実施している木造住宅の耐震改修補助事業に対して、県は、補助事業額 60 万円を上限に支援を行ってきましたが、平成 23 年度からは上限 90 万円に拡充して耐震化を図っていきます。

また、県は、補助制度を設けていない市町村に対して制度創設へ働きかけを行います。

表 4.2-民間住宅耐震改修費補助事業

| 概要 | 補助率等 | 要件 |
|---|---|-------------------|
| 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。 | 対象 : 耐震診断結果が 1.0 未満の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅 補助割合: 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 金額 : 上限 90 万円 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 |

なお、一部の市町村では、上記に上乗せして耐震改修の助成を行っています。

表 4.3-民間住宅耐震診断費補助事業・民間住宅耐震改修費補助事業の計画

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | ~ | 平成 32 年度 |
|----------|-------------------|----------|---|----------|
| 住宅耐震診断事業 | 合計 150,000 戸の耐震診断 | | | |
| 住宅耐震改修事業 | 合計 21,000 戸の耐震改修 | | | |

※過去の趨勢より、補助を受けない自主耐震改修は 9 年間で 26,000 戸実施されると推計しており、耐震改修補助戸数と併せて、47,000 戸の耐震改修を実施する為には、150,000 戸の耐震診断補助制度を活用することを想定しています。

(2)住宅に係る耐震改修促進税制

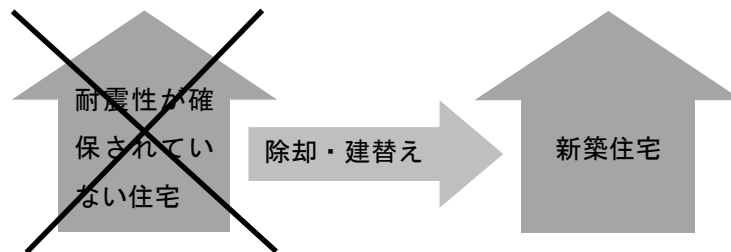
耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除(耐震改修費補助を実施している市町村に限ります。)、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として講じられています。

県は市町村と協力し、県民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

(3)建替えの促進

現状、耐震化された住宅の多くを占めるのは新築によるものです。さらには、住宅の状態によっては、耐震改修に掛かる費用が建替えに掛かる費用とほとんど変わらないことから、耐震改修に躊躇する声もあります。

そこで、耐震化をより促進させるために、新たに新耐震基準を満たす住宅への建替えの促進を図ります。また、耐震性が確保されていない空き家の除却を促進します。



3. 人材育成

(1)愛知県建築物地震対策推進協議会

県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、県及び県内全市町村及び(公社)愛知建築士会をはじめ 10 の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)を設置しています。

出典:愛知県建築物地震対策推進協議会 HP

ここでは、人材育成について、以下の取組みを実施していきます。

①愛知県木造住宅耐震改修設計・工事研修会

推進協議会では、木造住宅の耐震化が的確に施工されるよう、「愛知県木造住宅耐震改修マニュアル」を作成すると共に、このマニュアル等を教材として「愛知県木造住宅耐震改修設計・工事研修会」を実施し関連技術者等の資質の向上を図っていきます。

また、この研修会の履修者については希望により「木造住宅の耐震改修設計・工事研修会履修者名簿」に登録し、この登録名簿は市町村窓口やインターネットで広く公開されています。

②大工・工務店向け耐震改修推進勉強会

大工・工務店を対象に実務面での知識、手法について、勉強会を実施します。学識者や技術者を講師とし、スキルアップを支援します。

(2)愛知建築地震災害軽減システム研究協議会

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、愛知県および名古屋市の建設部局・防災部局、並びに外郭団体が推進する災害軽減施策を実効性あるものとするために、3国立大学法人の建築構造を専門とする教員が、法人化による組織の機動性を生かし、関連組織が互いに連携し、広く構造工学としての視点から取り組むものであり、これらの実験施設を効率的、有機的に活用できる統合型実験システムを構築し、地震減災対策を早急に実施しようとするものです。

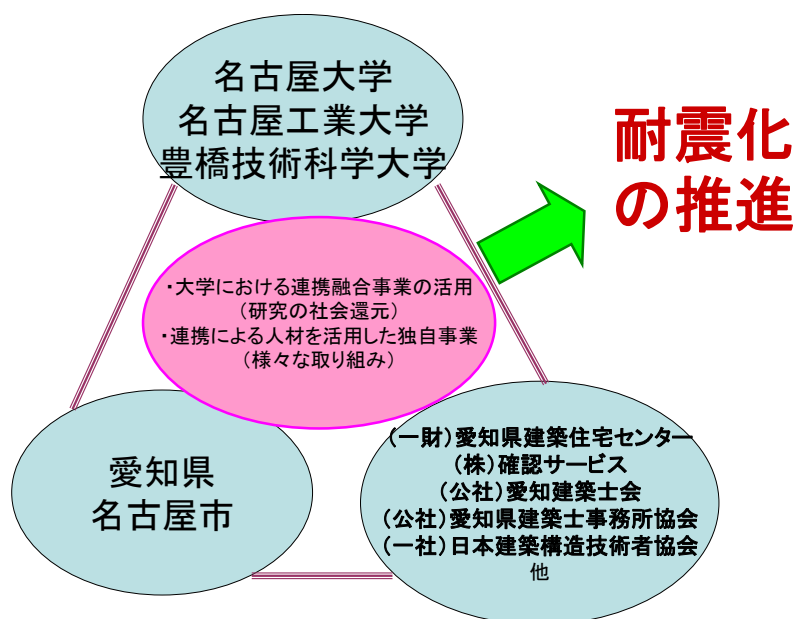
ここでは、人材育成について、以下の取組みを実施していきます。

①耐震化アドバイザー養成講座

耐震化に関する専門的な知識を得るための講義やグループワークを行い、地域において住宅の耐震化に関する専門的なアドバイスを行う人材を養成する「耐震化アドバイザー養成講座」を実施します。本講座を修了した方には「耐震化アドバイザー」として、それぞれの地域で、住宅の耐震化に関する活動を担っていただきます。

②安価な耐震改修工法講習会

木造住宅の耐震改修を推進するため、安価な耐震改修工法の開発や新工法の評価を進めてきました。開発・評価された耐震改修工法の普及を目的として、専門家向けの安価な耐震改修工法講習会を実施します。



4-3 減災化の促進

1. 段階的耐震改修の促進

(1) 段階的耐震改修について

耐震改修が進まない原因の一つとして、工期や工事費の面で一度に耐震診断の判定値を1.0以上にする耐震改修が困難なことが挙げられます※1。また、これまでの愛知県の補助実績※2から耐震診断の判定値の悪いものほど耐震改修されない傾向にあります。一方、既往の研究より、判定値0.7以上に耐震改修することで、住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られる※3ことがわかってきました。そこで、これまでのような判定値1.0以上にする耐震改修だけでなく、耐震改修工事を1段階目に判定値0.7以上、2段階目に判定値1.0以上にするような段階的耐震改修を促進することで判定値の低い住宅の全壊を防ぎます。

※1 P40 耐震診断・耐震改修費補助事業の施策の評価参照

※2 愛知県の耐震診断・耐震改修の実施状況から耐震診断の判定値の悪いものほど耐震改修されない傾向がわかる。

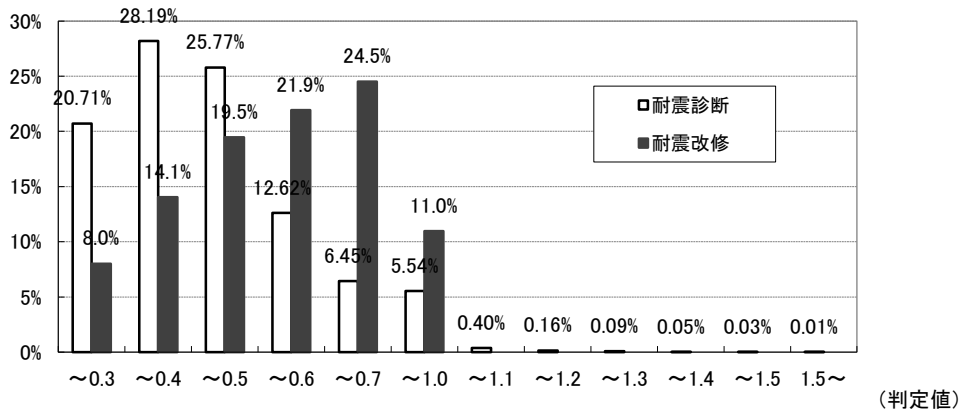
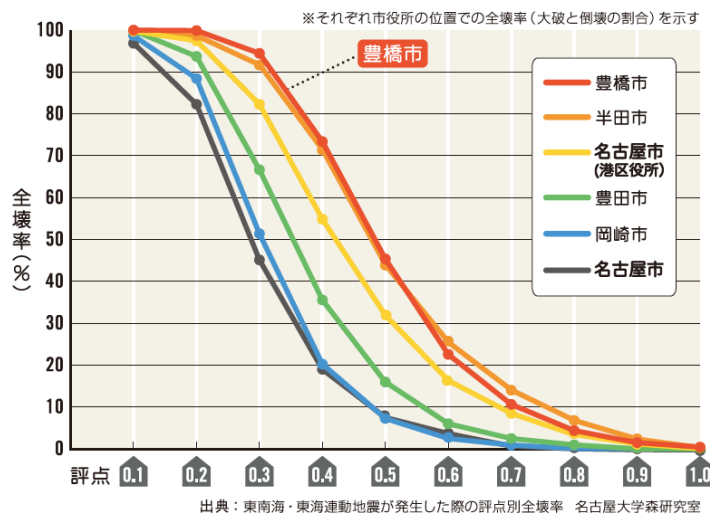


図 4.2-診断された住宅判定値（評点）と改修された住宅改修前判定値の比較（H20～H22）

※3 東海地震と東南海地震が同時に発生したときの木造住宅の全壊率と評点（判定値）の関係から評点（判定値）0.7以上で全壊率が下がることわかる。



東南海・東海連動地震が発生した際の評点別全壊率

出典：木造住宅の耐震リフォーム
監修・制作：名古屋工業大学 井戸田研究室・寺田研究室/
名古屋大学 森研究室/(株)えびす建築研究所

(2) 段階的耐震改修費補助

震度6弱でも倒壊する可能性の高い住宅(判定値を0.4以下)を判定値0.7以上に改修する費用について、住宅段階的耐震改修費補助事業を行う市町村に対して補助を行い、当面は減災化を図りつつ最終的には耐震化を促進します。

表 4.4 段階的耐震改修費補助事業

| 概要 | 補助率等 | 要件 |
|---|--|-------------------|
| 昭和56年5月31日以前に着工された住宅の段階的耐震改修費用の一部を補助する。 | 対象 :耐震診断結果が0.4以下の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅 補助割合:国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 金額 :上限 60 万円 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 |

2. 耐震シェルター等設置の促進

(1) 耐震シェルターについて

高齢者世帯の住宅について耐震化が進まない傾向にあります※。そこで、住宅倒壊から人命を守るため安価な工法による寝室等の個室補強の手段として、耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促進します。

※P43 高齢者住宅耐震リフォーム促進事業評価参照

(2) 木造住宅耐震シェルター整備費補助

災害時に援護の必要な高齢者や障害者世帯が住む住宅で震度6弱でも倒壊する可能性の高い木造住宅を対象に、地震に対する安全性が評価された耐震シェルターの整備費補助事業を行う市町村に対して、補助を行い、建物倒壊から人命を守る減災化を促進する。

表 4.5-木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

| 概要 | 補助率等 | 要件 |
|---|--|-------------------|
| 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震シェルター整備費用の一部を補助する。 | 対象 :耐震診断結果が0.4以下の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅 補助割合:国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 金額 :上限 30 万円 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 |

3. 家具の転倒防止の促進

家具等の転倒防止対策が行われていない場合、地震時の死傷の原因となったり、倒れた家具が出入り口をふさぎ、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。家具の転倒防止対策は、家庭や職場でできる効果の高い地震対策であることから、平成23年度には家具転倒防止をテーマとした子供向けの啓発アニメDVDを製作した他、市町村へPRのためのキャラバン隊を派遣しました。

また、地域の皆さんと協力して災害に強い地域づくりを目指すために平成19年度に設立した「あいち防災協働社会推進協議会」では、推進テーマに「家具や書庫等の転倒防止」を掲げ、地域主体による家具の転倒防止の取組みを推進していきます。

4-4 防災まちづくりと普及・啓発

住宅の耐震化を促進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。

このため、木造住宅の無料耐震診断事業をはじめた平成 14 年度から市町村と協力し、「市町村広報でのPR」「啓発資料の全戸配布」「ダイレクトメールの送付」「訪問PR」「ポスティングPR」「回覧板PR」「防災訓練・講演会等イベントでのPR」「町内会・自主防災会での説明」など啓発活動を推進してきました。

このような県と市町村が協力した啓発により、診断事業を行って 10 年を経過した現在、全国でトップレベルの耐震診断の実績をあげており、今後さらに、耐震診断を促進する必要があります。

1. 防災まちづくりの推進

県内各地で自治会、町内会、学区協議会、自主防災会などの地域組織が主体となって行う住宅の耐震化、家具の転倒防止、ブロック塀対策等の地域全体の減災を進める防災まちづくりの取組みを推進していきます。

(1)耐震診断ローラー作戦

木造住宅の耐震化は建築物の耐震化の中でも最も重要であることから、木造の新耐震以前住宅でまだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に、さらに啓発・普及に努めます。

周知を徹底するため戸別に漏れなく指導する「耐震診断ローラー作戦」について市町村、地域組織、建築専門家等と連携し、災害に強いまちづくりを推進します。

耐震診断ローラー作戦の実施にあたっては、地域別にローラー作戦が実施されていない地区や新耐震以前住宅が密集している地区を優先して推進していきます。

(2)地域ぐるみ耐震化支援

耐震施策の啓発及び耐震診断・耐震改修の促進のため、地域が主体となり取組む活動を支援します。

(3)耐震出前講座

築年数の古い住宅に住む高齢者や高齢者と接する機会の多い介護ヘルパーやケアマネージャー向けに地震に対する備えの重要性を伝える耐震出前講座を実施します。また、その他の世代や住宅業界に対しても耐震化へ誘導する教育を実施していきます。

(4)防災まちづくりのしくみづくり

地域組織、NPO 法人、建築士会、建築士事務所協会等と協働して、地域建築減災を目的とした会議を地区ごとに開催し、地域防災のしくみづくりを推進します。

2. 普及・啓発

(1) インターネットによる情報発信

県では、耐震化に関する情報提供の一環として、インターネットにより「建築物の防災と地震対策」についての情報を提供しています。

今後もインターネットによる情報提供の内容として、耐震診断・耐震改修の補助・助成制度の内容や、耐震改修に係る優遇税制、講習会等の開催のお知らせ、地震防災マップ、液状化マップ等様々な情報を掲載していきます。

また、耐震化の進捗状況についても定期的に更新し、広報やインターネットにより情報提供を行っていきます。

(2) 低コスト耐震化工法の普及・啓発

住宅や建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

前述の「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」では、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取組み、木造戸建て住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう研究・開発し、また、これらの技術を広く普及することを目指しています。その協議会の活動として、工法評価委員会を開催し、耐震性が向上できる補強方法である工法について、協議会として工法評価することとしています。

県はこれらの成果を受けて、補助対象工法として PR・普及を図り、低コストの耐震化を推進し、住宅の所有者がより容易に耐震化に取り組めるように図っていきます。

表 4.6-評価された 46 工法(平成 25 年 4 月時点)

| 評価番号 | 評価日 | 評価技術工法 | 申請者 |
|----------|----------|---------------------------------|---------------|
| W-002.2 | H24.3.15 | ステンブレースシステム「コボット」 | 株式会社国元商会 |
| W-004 | H24.3.15 | 耐震ボール工法による木造住宅の外部耐震補強設計法 | 株式会社シーク建築研究所 |
| W-005.2 | H24.3.15 | ダイト耐震壁「かべ大将」 | 大建工業株式会社 |
| W-006 | H24.3.15 | 木造軸組壁補強キット「NEW かべつよし」 | エイム株式会社 |
| W-007 | H24.3.15 | J-耐震開口フレーム | ジェイ建築システム株式会社 |
| W-008 | H24.3.15 | SDU 工法 SDU-W | イーメタル株式会社 |
| W-009 | H24.3.15 | パワーガードによる木造住宅耐震改修工法 | 株式会社 サカエ |
| W-010 | H24.3.15 | 荒壁パネル | 株式会社 丸浩工業 |
| W-011a | H19.12.1 | GHハイブリッド制震工法 | 江戸川木材工業株式会社 |
| W-011b | H24.3.15 | 「Hiダイナミック」制震工法 | 江戸川木材工業株式会社 |
| W-012 | H20.10.6 | 透光型壁補強キット「ひかりかべつよし」 | エイム株式会社 |
| W-013.3 | H20.10.6 | 木造住宅の外付けワンサイドボルトによる耐震補強工法「アイワン」 | 日本住宅耐震補強株式会社 |
| W-014c | H23.3.15 | 戸建て木造住宅用外付け耐震補強工法「ウッドピタブレース」 | 矢作建設工業株式会社 |
| W-014d | H24.3.15 | 戸建て木造住宅用外付け耐震補強工法「ウッドピタフレーム」 | 矢作建設工業株式会社 |
| W-015a.2 | H21.4.10 | ニチハ内装下地耐力面材「あんしんN」 | ニチハ株式会社 |
| W-015b | H22.3.9 | ニチハ外装下地耐力面材「あんしん」 | ニチハ株式会社 |
| W-015c | H25.3.22 | ニチハ耐震改修面材「あんしん」かべ強化 | ニチハ株式会社 |
| W-016 | H21.4.10 | アサンテ耐震システム | 株式会社アサンテ |
| W-017a.2 | H21.4.10 | ガーディアン工法「耐震補強壁 ガーディアンウォール」 | 株式会社住宅構造研究所 |
| W-017b | H21.4.10 | ガーディアン工法「耐震補強壁 ガーディアンフォース」 | 株式会社住宅構造研究所 |
| W-017c.2 | H21.4.10 | ガーディアン工法「耐震補強壁 ガーディアンシールド」 | 株式会社住宅構造研究所 |
| W-018 | H22.3.9 | TRCダンパー制震工法 (TRC-10S,TRC-30W) | 東海ゴム株式会社 |
| W-019 | H22.3.9 | 耐震補強壁工法「AT-WALL 壁王」 | 旭システム外装株式会社 |

| 評価番号 | 評価日 | 評価技術工法 | 申請者 |
|---------|----------|---------------------------------|------------------------|
| W-020 | H22.3.9 | 複合鋼板耐震壁「セーフティウォール工法」 | 有限会社新技研 |
| W-021 | H23.3.15 | コラボパワー制震工法 | 株式会社ハウジング・ソリューションズ |
| W-022 | H23.3.15 | タイガーガラスロック耐震壁(内壁用) | 吉野石膏株式会社 |
| W-023 | H23.3.15 | 耐震スプリング工法 | 株式会社 北栄建設 |
| W-024a | H23.3.15 | 外付耐震補強工法 ガンコモンG1 | 株式会社 F設計 |
| W-024b | H23.3.15 | 外付耐震補強工法 ガンコモンG2 | 株式会社 F設計 |
| W-025 | H23.3.15 | 木造SRF 壁補強工法 | 構造品質保証研究所株式会社 |
| W-026 | H23.3.15 | 「タオレンジャー(収納家具)」用耐震ボード | 株式会社 I&C |
| W-027 | H25.3.22 | 木造軸組補強工法「ガルコン制震工法」 | イケヤ工業株式会社 |
| W-028 | H25.3.22 | アルミニウム合金製 耐震補強枠工法 | 一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会 |
| J-001 | H19.12.1 | 木造柱脚補強ARS工法を用いた木造柱口の構造方法 | フクビ化学工業株式会社 |
| J-002 | H23.3.15 | 「JBRA(ジャブラ)-1システム」 | J建築システム株式会社 |
| J-003 | H24.3.15 | 接合補強システム「コボット」 | 株式会社国元商会 |
| J-004 | H24.3.15 | 木造SRF 接合部補強工法 | 構造品質保証研究所株式会社 |
| K-001 | H23.3.15 | 木造SRF 基礎補強工法 | 構造品質保証研究所株式会社 |
| K-002 | H23.3.15 | コンクリート布基礎補強工法「がんこおやじ」 | 株式会社 ジェイビーエス |
| A-001 | H20.3.1 | 構造用合板を用いた在来補強工法 | |
| A-002 | H20.3.1 | 二割筋かいを用いた在来補強工法 | |
| A-003 | H20.3.1 | 部分開口 構造用合板補強工法「かさ上げ」 | |
| A-004.2 | H20.3.1 | 部分開口 構造用合板補強工法「上下あき」裏棧あり、なし | |
| A-005.2 | H20.3.1 | 部分開口 構造用合板補強工法「押入」裏棧あり、なし | |
| A-006 | H22.3.9 | 部分開口 構造用合板補強工法「真壁 上下あき」、「真壁 押入」 | |
| A-007 | H22.3.9 | 部分開口 構造用合板補強工法「換気扇」 | |

(3)パンフレット等の作成

木造住宅所有者向け地震対策パンフレット「地震に強く快適な住まいにしましょう」を作成すると共に、愛知県建築物地震対策推進協議会を通して、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度を周知するパンフレット「あなたの家は大丈夫ですか？」を作成し、県庁及び市町村の担当窓口等で配布しています。

今後も、耐震化の必要性や効果についての情報提供や支援事業のPRを積極的に展開していくと共に、市町村及び推進協議会と協力して、より普及啓発効果の高い地震防災マップと一体となったパンフレットの作成について検討していきます。

(4)耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の充実

県の各建設事務所の建築課や各市町村の担当課を窓口として、耐震診断の申し込みや各種補助事業の紹介等のほか、住民からの相談に応じています。また、住まいの耐震改修や家具の転倒予防に関し、中立的な立場で専門的なアドバイスを実施する耐震化アドバイザーを養成しています。

今後も、継続して相談窓口において、耐震診断・耐震改修・減災化対策の様々な相談に応じて共に、住宅のみでなく、建築物についての相談体制についても整備を図っていきます。

4-5 その他の施策

1. 関連する安全対策

(1)ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。

このため、ブロック塀の危険性について、パンフレットやホームページ等において県民に周知すると共に、地域からの耐震化促進の取組みを推進していきます。

また、ブロック塀を生け垣に替えるなど、緑化を推進し環境保護を図ると共に想定される地震被害の軽減を図ることは合理的な方法といえます。県内の一部市町村では、このような対策について補助金による支援を行っており、この周知を図ることにより一層の利用の促進を図っていきます。

(2)建築物の敷地の安全対策

地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生し、建築物が倒壊する等、地震時には土砂災害の発生が想定されます。このため、崩壊の危険性が高いがけ地を始めとする土砂災害危険箇所では、住宅への被害を防止するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」による移転を促進するほか、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」等による砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を実施し、地震による土砂災害から既存住宅・建築物を保全するため、建築物の敷地についての安全対策を推進していきます。

さらに、大地震等が発生した場合に、大きな被害が生じる可能性がある大規模盛土造成地の調査を行います。また、崖崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるおそれの大きい造成宅地の区域については、「造成宅地防災区域」の指定を検討していきます。

(3)液状化対策・津波対策

液状化対策については、その危険性の周知にあわせ、住宅における対策方法等に関する情報提供を推進します。さらに、津波対策については、「津波防災地域づくり法」に基づく、総合的な津波防災地域づくりを推進していきます。

(4)新耐震住宅の安全対策

新耐震住宅についても今後、築 30 年以上のものが増加することから、劣化箇所の補修や、また家具の転倒防止について促進していきます。

2. 住宅供給公社等による耐震改修支援

(1)住宅の改修時の仮住居の提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できないことがあります。そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因のひとつになっています。

そこで、県内で住宅の所有者が耐震改修を行う際、仮住居の確保が必要となる場合に、特定優良賃貸住宅、公的賃貸住宅を仮住居として活用を図ります。

(2)耐震診断・耐震改修の支援

愛知県住宅供給公社は、管理者(所有者)からの委託を受けて、住宅や共同住宅の耐震診断及び耐震改修を実施します。また、集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物及び過去に公社が建設した住宅や共同住宅と一体として建設した建築物についても、委託を受けて、耐震診断及び耐震改修を実施します。

また、名古屋市住宅供給公社においては、過去に建設した共同住宅及び過去に建設した住宅や共同住宅と一体として建設した建築物について、当該建築物の管理者(所有者)からの委託を受けて、耐震診断及び耐震改修を実施します。

第5章 建築物の耐震化促進

5-1 施策の方針

建築物は都市機能や生活基盤の基本であります。公共施設はもちろんのこと、民間施設である事務所や店舗、工場等の生産施設等は、大切な職場でもあります。建築物を地震から守るということは生活を守ることであり、その為には耐震化を促進する必要があります。

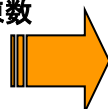
建築物に関しては、平成 32 年度までに耐震性のない対象建築物数を 1/5 に削減することを目標とした施策を実施します。

このため、まずは、特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対して耐震診断の必要性や支援策を説明し、指導助言を実施して、耐震改修の促進を図ります。また、県及び他の所管行政庁等は連絡・協議体制を整備し、連携して指導等をすすめる確に耐震化を推進するものとします。

特に、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の義務付け対象となる要緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物の耐震化について、県は市町村等と連携し、建物所有者に対して重点的に支援を行うものとします。

耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数

15,302 棟(※)



1/5 に削減

(約 3,000 棟)

(※)平成 25 年改正前の耐震改修促進法第 6 条に規定する建築物の平成 23 年度調査数

■ 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第 3 条に示される建築物……………[P25 参照](#)

■ 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第 7 条に示される建築物……………[P26 参照](#)

5-2 耐震診断の義務付け

1. 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物(表5.1参照)の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告することが義務付けられています。

表 5.1-要緊急安全確認大規模建築物

| 用途 | 対象建築物の規模 | |
|---|-----------------|----------------------------------|
| 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 階数2以上かつ3,000㎡以上 | |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの) | 階数1以上かつ5,000㎡以上 | |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 | |
| 病院、診療所 | | |
| 劇場、鑑賞場、映画館、演芸場 | | |
| 集会場、公会堂 | | |
| 展示場 | | |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗 | | |
| ホテル、旅館 | | |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、老人ホームその他これらに類するもの | 階数2以上かつ5,000㎡以上 | |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | | |
| 幼稚園、保育園 | 階数2以上かつ1,500㎡以上 | |
| 博物館、美術館、図書館 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 | |
| 遊技場 | | |
| 公衆浴場 | | |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | |
| 一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | | 5,000㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物 |

2. 要安全確認計画記載建築物

①防災上重要な建築物

要緊急安全確認大規模建築物を除く次の建築物について、耐震改修促進法第5条第3項第1号による指定をします。

ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された**指定避難所**(想定される災害に地震を含むものに限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く。)で**被災した住民が滞在することとなる建築物**のうち、既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物に限る。)であるもの。

当該建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を**平成31年3月31日まで**に所管行政庁に報告することが義務付けられます。

イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された**災害拠点病院**及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている**病院群輪番制参加病院**で、**診療機能を有する建築物**のうち、既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物に限る。)であるもの。

当該建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を**平成31年3月31日まで**に所管行政庁に報告することが義務付けられます。

なお、ア. イ. いずれも建築物の所有者に意見を聴いたものが対象となります。

②通行障害既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、県は図5.1及び表5.2の道路を指定します。これにより、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る)の所有者は、耐震診断を行い、その結果を**平成31年3月31日まで**に所管行政庁に報告することを義務付けられます。

図 5.1-耐震診断義務付け路線図

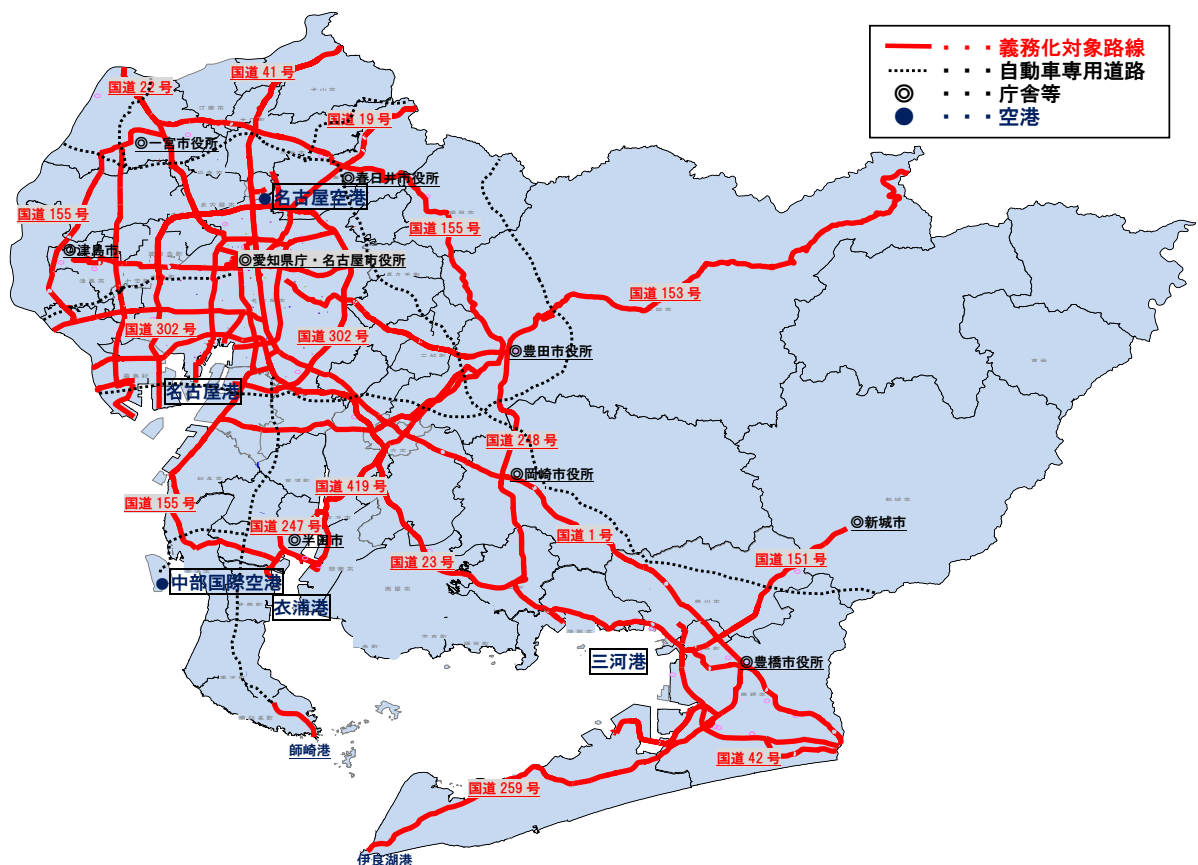


表 5.2-耐震診断義務付け路線一覧

| 路線名(路線番号) | 区間 | | 路線名(路線番号) | 区間 | |
|-------------------|-------|------|---------------------|-------|------|
| | | | | | |
| 1 国道1号 | 弥富市 | 豊橋市 | 24 (主)名古屋中環状線(59) | 名古屋市 | 東海市 |
| 2 国道19号 | 名古屋市 | 春日井市 | 25 (主)名古屋長久手線(60) | 名古屋市内 | |
| 3 国道22号 | 名古屋市 | 一宮市 | 26 (主)春日井稲沢線(62) | 豊山町内 | |
| 4 国道23号 | 弥富市 | 豊橋市 | 27 (主)一宮蟹江線(65) | 稲沢市 | 蟹江町 |
| 5 国道41号 | 名古屋市 | 犬山市 | 28 (主)蟹江飛島線(66) | 蟹江町 | 弥富市 |
| 6 国道42号 | 豊橋市内 | | 29 (主)名古屋津島線(68) | 名古屋市 | 津島市 |
| 7 国道151号 | 豊橋市 | 新城市 | 30 (主)名古屋西港線(71) | 弥富市内 | |
| 8 国道153号 | 名古屋市 | 豊田市 | 31 (主)長沢蒲郡線(73) | 豊川市内 | |
| 9 国道154号 | 名古屋市内 | | 32 (主)豊田安城線(76) | 豊田市内 | |
| 10 国道155号 | 弥富市 | 一宮市 | 33 (主)名古屋環状線 | 名古屋市内 | |
| | 一宮市 | 小牧市 | 34 (主)堀田高岳線 | 名古屋市内 | |
| | 春日井市 | 常滑市 | 35 (主)金城埠頭線 | 名古屋市内 | |
| 11 国道247号 | 名古屋市 | 東海市 | 36 (一)名古屋犬山線(102) | 春日井市内 | |
| | 半田市 | 碧南市 | 37 (一)境政成新田蟹江線(103) | 弥富市内 | |
| | 常滑市内 | | 38 (一)湖西東細谷線(173) | 豊橋市内 | |
| | 豊橋市内 | | 39 (一)神屋味美線(196) | 小牧市 | 春日井市 |
| 12 国道248号 | 豊田市 | 幸田町 | 40 (一)碧南半田常滑線(265) | 碧南市 | 半田市 |
| 13 国道259号 | 豊橋市 | 田原市 | 41 (一)蒲郡港拾石線(396) | 蒲郡市内 | |
| 14 国道302号 | 名古屋市 | 飛島村 | 42 (一)東七根藤並線(406) | 豊橋市内 | |
| 15 国道419号 | 豊田市 | 高浜市 | 43 (一)田柵名古屋線(215) | 名古屋市内 | |
| 16 (主)豊橋渥美線(2) | 豊橋市 | 田原市 | 44 (一)港中川線(227) | 名古屋市内 | |
| 17 (主)半田南知多公園線(7) | 南知多町内 | | 45 (一)名古屋空港線(447) | 豊山町内 | |
| 18 (主)岐阜稲沢線(14) | 一宮市 | 稲沢市 | 46 矢場町線 | 名古屋市内 | |
| 19 (主)名古屋多治見線(15) | 名古屋市内 | | 47 (都)名古屋環状線 | 名古屋市内 | |
| 20 (主)春日井各務原線(27) | 春日井市内 | | 48 (都)東志賀町線 | 名古屋市内 | |
| 21 (主)東三河環状線(31) | 豊橋市内 | | 49 (都)大津町線 | 名古屋市内 | |
| 22 (主)半田常滑線(34) | 半田市 | 常滑市 | 50 平戸橋水源3号線 | 豊田市内 | |
| 23 (主)半田南知多線(52) | 半田市 | 武豊町 | | | |

■愛知県地域防災計画

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、愛知県防災会議が愛知県の地域に係る防災計画として作成したもの。

計画は愛知県防災局HPに掲載。

■愛知県医療圏保健医療計画

地域医療全般にわたる医療体制のあり方を示すもので、本県の医療体制を整備していく上で、根幹となるもの。

計画は愛知県健康福祉部医療福祉計画課HPに掲載。

■耐震診断義務付け路線

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路を基本に、広域的な避難、救助活動の観点から、沿道建築物の耐震化に緊急かつ重点的に取り組む路線。

■愛知県の緊急輸送道路

愛知県建設部道路維持課HPに掲載。

5-3 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化促進

1. 公共建築物

県、市町村が所有するすべての耐震性のない多数のものが利用する建築物については、平成 27 年度までに計画的に耐震化を図ります。

2. 民間建築物

(1)耐震診断

民間の特定既存耐震不適格建築物等について、以下の補助事業制度等により耐震化の促進を図ります。また、県は、補助制度を設けていない市町村に対して制度創設への働きかけを行います。

①建築物耐震診断費補助事業

表 5.3-建築物の耐震診断費補助事業

| 概要 | 補助等 | 要件 |
|---|---|-------------------|
| 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された防災上重要な建築物及び特定既存耐震不適格建築物について実施される耐震診断者による診断費の一部を補助する事業 | 対象 : 愛知県地域防災計画に掲載された民間の避難所、救急病院、救急診療所 : 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 14 条各号の民間建築物 補助割合: 国 1/3 県 1/6 市町村 1/6 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 |

②要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助事業

表 5.4-要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断費補助事業

| 概要 | 補助等 | 要件 |
|--|---|---------------------------------|
| 要緊急安全確認大規模建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助する事業 | 対象 : 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」附則第 3 条第 1 項の民間建築物 補助割合: 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 耐震対策緊急促進事業 |

③要安全確認計画記載建築物耐震診断費補助事業

ア 防災上重要な建築物の耐震診断費補助事業

表 5.5-防災上重要な建築物の耐震診断費補助事業

| 概要 | 補助等 | 要件 |
|--------------------------------------|--|---------------------------------|
| 防災上重要な建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助する事業 | 対象 : 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 7 条第 1 項第 1 号の民間建築物 補助割合: 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 耐震対策緊急促進事業 |

イ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断費補助事業

表 5.6-通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断費補助事業

| 概要 | 補助等 | 要件 |
|---|--|---------------------------------|
| 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された通行障害既存耐震不適格建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助する事業 | 対象 : 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 7 条第 1 項第 2 号の民間の通行障害既存耐震不適格建築物 補助割合: 国 1/2 県 1/2 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 耐震対策緊急促進事業 |

(2)耐震改修

民間の要緊急安全確認大規模建築物等について、以下の補助事業制度等により耐震化の促進を図ります。また、県は、対象建築物のある市町村に対して制度創設の働きかけを行います。

①要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業

表 5.7-要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費補助事業

| 概要 | 補助等 | 要件 |
|---------------------------------------|--|---------------------------------|
| 要緊急安全確認大規模建築物について実施される耐震改修費の一部を補助する事業 | 対象 : 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」附則第 3 条第 1 項各号の民間建築物 補助割合 : 国 33.3%、県 5.75%、市町村 5.75% | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 耐震対策緊急促進事業 |

②要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業

表 5.8-要安全確認計画記載建築物の耐震改修費補助事業

| 概要 | 補助等 | 要件 |
|--------------------------------------|---|---------------------------------|
| 要安全確認計画記載建築物について実施される耐震改修費の一部を補助する事業 | 対象 : 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 7 条各号の民間建築物 補助割合 : 国 2/5、県 1/6、市町村 1/6 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 耐震対策緊急促進事業 |

③耐震診断が義務付けられる建築物に係る耐震改修促進税制

耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、①耐震改修をした場合の所得税・法人税の特別償却、②既耐震改修をした場合の固定資産税の減額という特別措置が講じられています。

県は市町村と協力し、県民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

④融資制度

愛知県では、中小企業者の資金ニーズにお応えするため、融資制度を実施しています。中小企業所有の建築物について、耐震改修工事の資金として活用できるよう情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

(3) 特定既存耐震不適格建築物等(民間)の指導等

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法により当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

要安全確認計画記載建築物の場合、その所有者は、耐震改修促進法により耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うように努めなければならないとされています。

一方、所管行政庁等は特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導等を行うこととなります。

要安全確認計画記載建築物の場合は、所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の適切な実施を確保するために必要があると認められるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、耐震改修について必要な指導等を行うこととなります。

耐震化を早期に推進するため、所管行政庁は定期的にすべての特定既存耐震不適格建築物等について調査し、必要に応じて指導・助言、指示、公表を行い、さらに建築基準法第2条1項35号の特定行政庁として勧告・命令を行うこととします。県は、県内所管行政庁と連携し、特定既存耐震不適格建築物等の耐震化を促進していきます。

表 5.9-所管行政庁

| 区分 | 市名 | 対象地区 | 指導等の対象 |
|---------|--|------|--|
| 特定行政庁 | 名古屋市、豊橋市、岡崎市 一宮市、春日井市、豊田市 | 各管内 | 指導等対象の特定既存耐震不適格建築物全て |
| 限定特定行政庁 | 瀬戸市、半田市、豊川市 刈谷市、安城市、西尾市 江南市、小牧市、東海市 稲沢市、大府市 | | 特定既存耐震不適格建築物のうち、建築基準法第6条第1項第4号建築物に該当する特定既存耐震不適格建築物 |

① 特定既存耐震不適格建築物等の棟数

平成23年度調査による耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数は、以下のとおりです。

表 5.10-所管行政庁の耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数

単位:棟

| 所管行政庁名 | 対象棟数(公共建築物及び民間建築物) | | | |
|----------------|--------------------|-------|-------|--------|
| | 1号建築物 | 2号建築物 | 3号建築物 | 合計 |
| 愛知県(限定特定行政庁含む) | 1,994 | 550 | 4,237 | 6,781 |
| 名古屋市 | 3,792 | 207 | 1,830 | 5,829 |
| 豊橋市 | 303 | 0 | 78 | 381 |
| 岡崎市 | 127 | 225 | 43 | 395 |
| 一宮市 | 60 | 0 | 199 | 259 |
| 春日井市 | 289 | 18 | 175 | 482 |
| 豊田市 | 427 | 228 | 520 | 1,175 |
| 合計 | 6,992 | 1,228 | 7,082 | 15,302 |

② 指示等の対象となる特定既存耐震不適格建築物等の用途及び規模

指導・助言の対象は、すべての特定既存耐震不適格建築物等です。

指示、公表、勧告・命令の対象は、指導・助言の対象となる特定既存耐震不適格建築物のうち、不特定かつ多数の者が利用したり、地震の際に避難の確保や多大な被害につながる特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第15条第2項に規定されたもの)です。

表 5.11-耐震改修促進法における規制対象一覧(法第16条を除く)

| 用途 | | 特定既存耐震不適格建築物 | 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 | 耐震診断義務付け対象建築物の要件 | | |
|---|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|--------------------|--------------------|
| 幼稚園、保育所 | | 階数2以上かつ床面積500㎡以上 | 階数2以上かつ床面積750㎡以上 | 階数2以上かつ床面積1,500㎡以上 | | |
| 小学校等 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 | 階数2以上かつ床面積1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む) | 階数2以上かつ床面積1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む) | 階数2以上かつ床面積3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む) | | |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | | 階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 | 階数2以上かつ床面積2,000㎡以上 | 階数2以上かつ床面積5,000㎡以上 | | |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 | | | | | | |
| 学校 | 第2号以外の学校 | 階数3以上かつ床面積1,000㎡以上 | 階数3以上かつ床面積2,000㎡以上 | 階数3以上かつ床面積5,000㎡以上 | | |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | | | | | |
| 病院、診療所 | | | | | | |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | | | | | |
| 集会場、公会堂 | | | | | | |
| 展示場 | | | | | | |
| 卸売市場 | | | | | | |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗 | | | | | | |
| ホテル、旅館 | | | | | | |
| 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 | | | | | | |
| 事務所 | | | | | | |
| 博物館、美術館、図書館 | | | | | | |
| 遊技場 | | | | | | |
| 公衆浴場 | | | | | | |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | | | | | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | | | | | |
| 工場 | | | | | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | | | | 階数3以上かつ床面積2,000㎡以上 | 階数3以上かつ床面積5,000㎡以上 |
| 自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | | | | | |
| 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | | | | | |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの) | | 階数1以上かつ床面積1,000㎡以上 | 階数1以上かつ床面積2,000㎡以上 | 階数1以上かつ床面積5,000㎡以上 | | |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物 | 階数1以上かつ床面積500㎡以上 | 階数1以上かつ床面積3,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内にある建築物 | | |
| その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3項の規定に都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物 | | 全ての建築物 | | 法第5条第3項第2号又は法第6条第3項第1号の規定に基づき指定した道路台車の耐震不明建築物 | | |

③ 耐震改修促進法に基づく指導等の実施について

所管行政庁は、耐震改修促進法に基づく指導等を次に掲げる建築物の区分に応じ、適切に実施します。

耐震診断義務付け対象建築物

①耐震診断結果の公表(所管行政庁)

要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物(以下「耐震診断義務付け対象建築物」といいます。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表します。

耐震診断の結果の報告の内容の公表については、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないとされていますが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利にならないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

②指導・助言・指示・公表(所管行政庁)

所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

③勧告・命令

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとるよう、速やかに建築基準法に基づく命令を行います。また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとるよう、建築基準法に基づく勧告・命令を行います。

指示対象建築物

①指導・助言・指示・公表(所管行政庁)

耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」といいます。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

②勧告・命令

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとるよう、速やかに建築基準法に基づく命令を行います。また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとるよう、建築基準法に基づく勧告・命令を行います。

指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努めます。

5-4 その他の施策

3. 関連する取組み

(1) 県有建築物の耐震化状況の公表

一定規模以上の庁舎・県立学校・県立病院等の県有施設については、耐震診断の結果及び整備計画の実施状況について公表を行います。

その他の県有建築物についても、耐震診断を行った場合は公表を行います。

(2) 市町村有建築物の耐震化状況の公表

市町村有建築物の耐震化計画については、本計画に基づき作成する各市町村耐震改修促進計画等で定めるものとします。

各市町村の所有する公共建築物については、各市町村耐震改修促進計画において、その対象を明記し、耐震化の状況等を公表するものとします。

(3) 耐震改修計画の認定

耐震改修促進法第 17 条に基づく耐震改修計画の認定については、所管行政庁が適切かつ速やかな実施に努めます。

(4) 建築物の地震に対する安全性に係る認定

耐震改修促進法第 22 条に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定については、所管行政庁が適切かつ速やかな実施に努めます。

なお、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な利用が得られるよう留意します。

(5) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震改修促進法第 25 条に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定については、所管行政庁が適切かつ速やかな実施に努めます。

2. 関連する安全対策

(1) 窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。このため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットやホームページで県民に周知すると共に、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

なお、平成 26 年 4 月 1 日から天井の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されます。

(2) エレベーターの安全対策

近年、地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの被害が発生しています。

これらの被害を避けるため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知を図ると共に、市町村・関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置を促進していきます。

なお、平成 26 年 4 月 1 日からエレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されます。

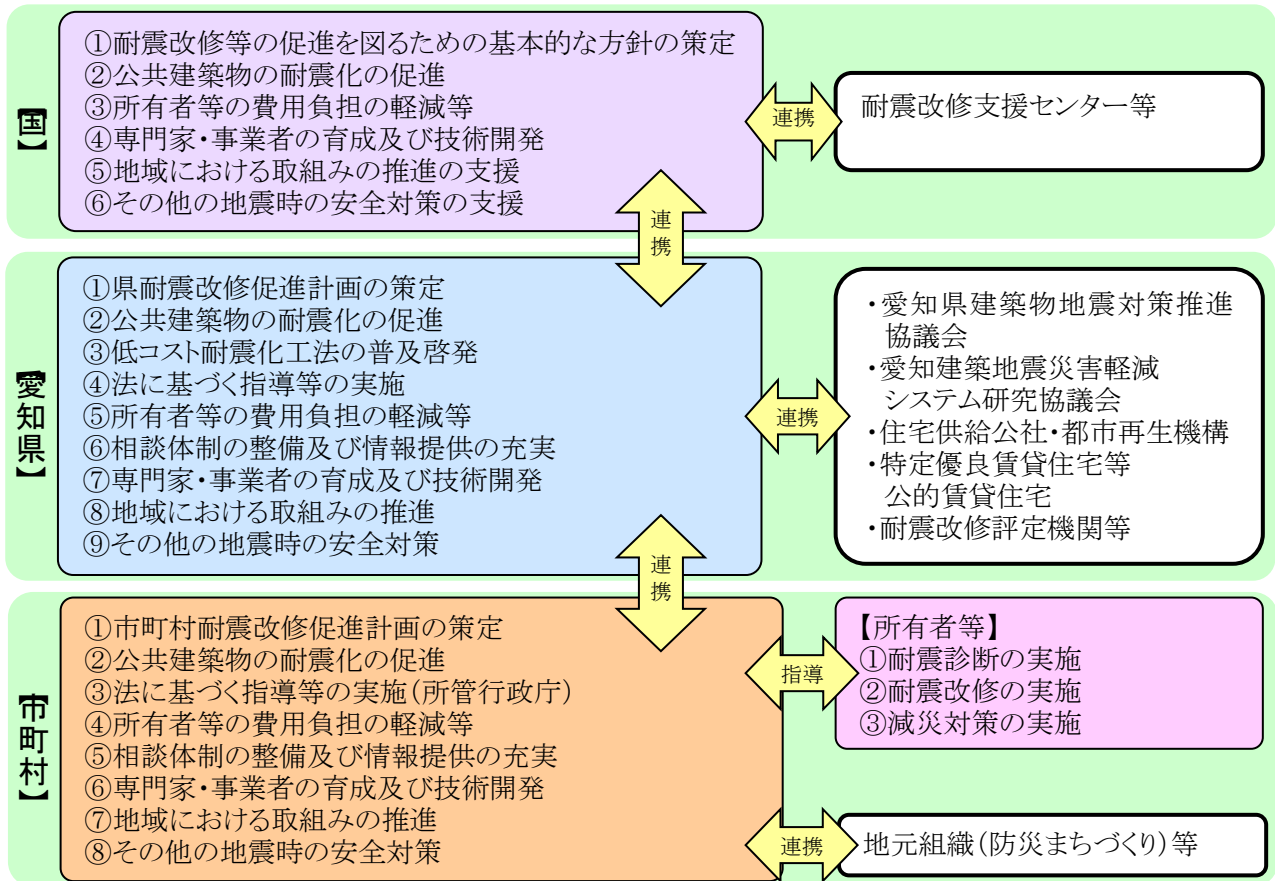
第6章 計画達成に向けて

6-1 耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国や地方公共団体は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取組みをできる限り支援します。また、これまで以上に迅速かつ確実に耐震化を実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

図 6.1-国・県・市町村・所有者等の役割分担



6-2 市町村耐震改修促進計画について

耐震改修促進法では、各市町村が当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるとされています。また、避難路等の設定や想定される震度、液状化等、地域の状況を踏まえて検討するべきであり、市町村の役割が大きく期待されます。さらに、県の耐震改修促進計画と整合の取れた、市町村の耐震改修促進計画の策定や、町内会等と連携した取組みの推進についても望まれます。

すでに、平成 18 年度に策定した「愛知県建築物耐震改修促進計画」を受けて、県内市町村において耐震改修促進計画は策定済みであります。今後、県として市町村に、市町村耐震改修促進計画の見直しに必要な助言及び支援を行います。

6-3 フォローアップについて

住宅に関しては、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績と共に、住宅・土地統計調査の結果を参考にして進捗状況の確認を行います。また、民間の建築物に関しては、所管行政庁が台帳等により進捗状況の確認を行い、耐震化の促進を図ります。

なお、本計画の進捗状況の確認は、所管行政庁や市町村及び公共施設管理者等との連絡・協議体制を利用して年度ごとに行います。

特に、本計画について平成 27 年度には、平成 18 年度に策定した「愛知県建築物耐震改修促進計画（建築耐震プラン 2015）」の達成状況及び耐震化の進捗状況の確認を行うと共に、関連計画や統計調査等との照査を行い、本計画の目標や指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直したうえで耐震化及び減災化の促進を図ります。また、県で実施する東海・東南海・南海地震等の連動発生を想定した被害予測調査の結果をもとに、必要に応じて計画を見直すこともありえます。

【 目 次 】

| | |
|---|----|
| 参 考 資 料 | 37 |
| 愛知県における地震被害の想定 | 38 |
| 1. 想定される地震の規模及び被害の状況 | 38 |
| 2. 想定される液状化の状況 | 39 |
| これまでの防災まちづくり施策の取組み成果と評価 | 40 |
| 1. これまでの施策 | 40 |
| 2. 施策の成果と評価 | 41 |
| 関係法令 45 | |
| 1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号） | 45 |
| 2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年 12 月 22 日政令第 429 号） | 53 |
| 3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年 12 月 25 日建設省令第 28 号） | 59 |
| 4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 25 年国土交通省告示 1055 号) | 70 |
| 5. 愛知県地震防災推進条例（平成 16 年 3 月 26 日公布 愛知県条例第 2 号）（抜粋） | 85 |
| 6. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋） | 86 |
| 7. 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抜粋） | 87 |
| 相談窓口 平成 27 年 7 月現在 | 88 |

愛知県における地震被害の想定

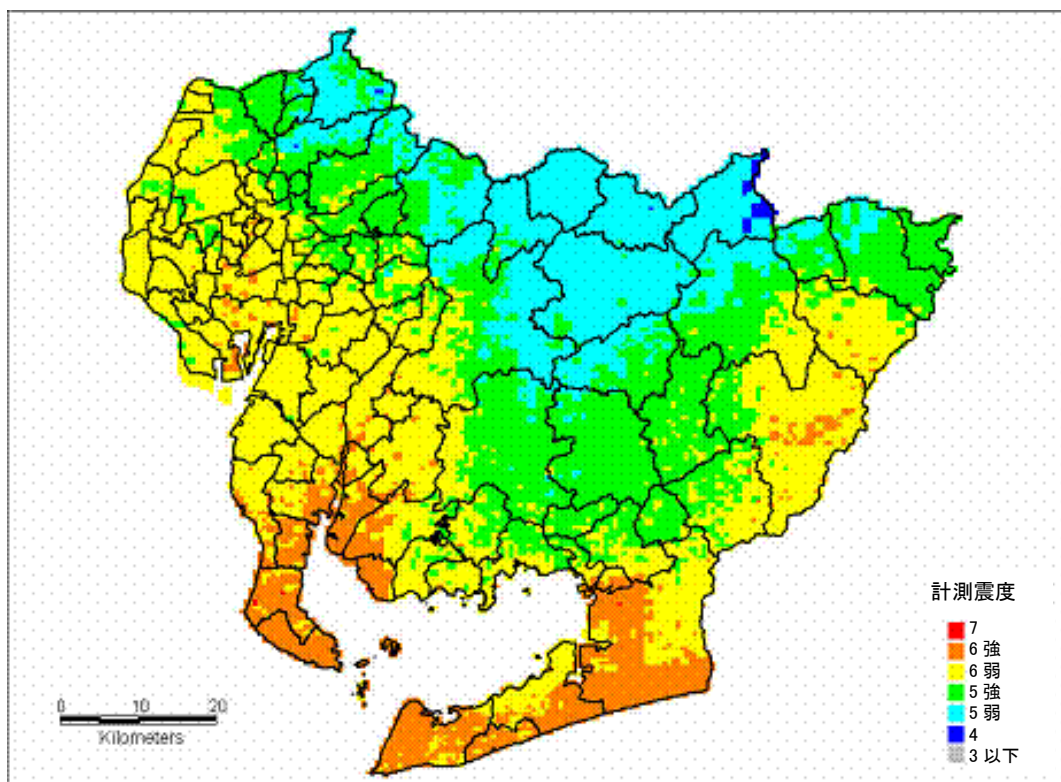
1. 想定される地震の規模及び被害の状況

東海・東南海地震が連動して発生した場合により生じる地震の規模及び被害の状況については、平成15年3月に愛知県防災会議地震部会により想定されています。

その被害想定によると、地震の規模はマグニチュード8.27、震度については、震源に近い知多半島、渥美半島、県東部及び濃尾平野など広い範囲で震度6弱以上(一部で震度7)と想定されています。

また、人的被害や建物の被害については、東海・東南海地震連動の場合において、死亡者数約2,400人、ゆれ・液状化による建物被害は全半壊合わせて約328,000棟と想定され、大規模な被害が発生することが予想されています。なお、東海・東南海・南海地震等の連動発生を想定した被害予測について、平成25年6月公表を目標に、調査を進めています。

図 7.1-想定東海・東南海地震連動の震度分布



出典: 愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書

表 7.1-死傷者の想定(冬早朝 5 時)

| 地震名 | 死亡 | 重篤 | 重傷 | 中等傷 |
|------------|-----------|---------|-----------|------------|
| 東海地震(予知なし) | 約 270 人 | 約 70 人 | 約 230 人 | 約 12,000 人 |
| 東海地震(予知あり) | 約 120 人 | 約 40 人 | 約 110 人 | 約 4,800 人 |
| 東南海地震 | 約 1,300 人 | 約 210 人 | 約 720 人 | 約 46,000 人 |
| 東海・東南海地震連動 | 約 2,400 人 | 約 320 人 | 約 1,200 人 | 約 64,000 人 |

表 7.2-ゆれと液状化による建物被害の想定

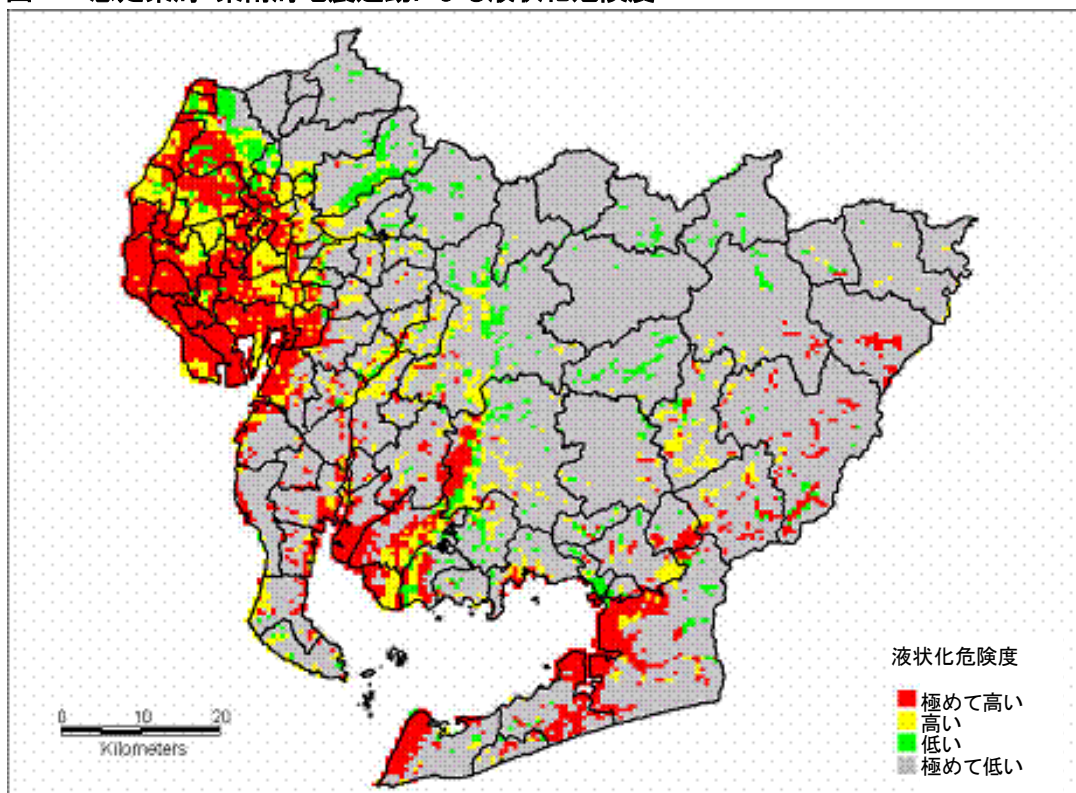
| 地震名 | 全壊 | 半壊 | 合計 |
|------------|------------|-------------|-------------|
| 東海地震 | 約 12,000 棟 | 約 60,000 棟 | 約 72,000 棟 |
| 東南海地震 | 約 60,000 棟 | 約 180,000 棟 | 約 240,000 棟 |
| 東海・東南海地震連動 | 約 98,000 棟 | 約 230,000 棟 | 約 328,000 棟 |

2. 想定される液状化の状況

平成 15 年 3 月に、愛知県防災会議地震部会より、液状化危険度が想定されています。

それによると、県では、海部地域及び三河湾沿岸等が液状化の危険度が高いものと想定されています。

図 7.2-想定東海・東南海地震連動による液状化危険度



出典：愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書

これまでの防災まちづくり施策の取組み成果と評価

本計画を策定するにあたり、これまでに実施してきた防災まちづくりに関する施策について、その取組みの成果と評価について整理を行いました。

1. これまでの施策

県では、これまでに防災まちづくりに関して、以下に示す施策に取り組んできました。

表 7.3-これまでの施策一覧

| 施策名 | |
|---------------------|---------------------|
| あいち耐震まちづくり青少年啓発事業 | 耐震出前講座 |
| 防災まちづくりマネジメントシステム | |
| 防災まちづくりアドバイザー養成講座 | |
| 高齢者住宅耐震リフォーム促進事業 | |
| 耐震診断員養成講座 | |
| 耐震診断・耐震改修費補助事業 | 木造住宅の無料耐震診断 |
| | 非木造住宅の耐震診断補助 |
| | 一般建築物(非木造)の耐震診断補助 |
| | 木造住宅の耐震改修補助 |
| | 非木造住宅の耐震改修補助 |
| 愛知県建築物地震対策推進協議会 | 愛知県木造住宅耐震改修設計・工事研修会 |
| | 「大工・工務店向け耐震改修促進勉強会」 |
| | ホームページによる情報提供 |
| | 普及啓発パンフレットの作成 |
| | モデルローラー作戦の実施 |
| 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会 | 安価な改修工法の開発と評価・普及 |
| | 耐震改修事例コンペ |
| | 耐震化アドバイザー養成講座 |
| | 地域ぐるみ耐震化支援事業 |
| | 耐震化支援講師派遣事業 |
| 耐震診断ローラー作戦の実施 | |

2. 施策の成果と評価

県が進めてきた様々な施策のうち、今後も一層積極的に実施していく施策について、その実施状況と、市町村担当者へのヒアリングを通じて得た担当者の意見と県民からの声を、施策の成果として整理しました。

(1) 耐震診断・耐震改修費補助事業

■事業概要

旧耐震基準で建てられた(昭和56年5月末日までに着工)住宅及び建築物についての耐震診断・耐震改修に関する補助事業です。

表 7.4-実績

| 補助内容 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|---------------------------|----------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 木造住宅の 無料耐震診断 | 7,368 戸 | 10,098 戸 | 7,619 戸 | 6,538 戸 | 5,504 戸 |
| 木造住宅の 耐震改修補助 | 1,294 戸 | 737 戸 | 817 戸 | 772 戸 | 758 戸 |
| 非木造住宅の 耐震診断補助 | - | 24 棟 (976 戸) | 31 棟 (1,330 戸) | 15 棟 (703 戸) | 22 棟 (402 戸) |
| 非木造住宅の 耐震改修補助 | - | 1 棟 (75 戸) | 1 棟 (99 戸) | 1 棟 (80 戸) | - |
| 一般建築物 (非住宅)の 耐震診断補助 | 累計 10 棟 | | | | |

■利用者の意見等に見る状況

(市町村担当者の意見より)

- ・県民に対する耐震化支援事業の定着化
- ・電話申込みの気軽さによる申請件数の増加
- ・木造住宅耐震診断員の対応力や技術力等の格差
- ・広報、町内回覧等の効果の低下

(県民の声より)

- ・地元工務店の診断員による安心感
- ・補助対象となる構造(RC造、混構造等)の適用拡大希望
- ・費用面で困難となっている耐震改修及び建替え
- ・工期及び費用面で障害となっている評点※1.0の確保
- ・耐震改修補助対象の拡大希望(木造住宅の評点 1.0 未満に対する補助)

※評点:耐震診断評点のこと。木造住宅の場合、現在の建築基準法で定められている最低限の強さを 1.0 としたときの強さの比率。大きいほど強い。以下、「評点」とする。

■施策の評価

市町村担当者の意見から、耐震化へ有効な事業であると言えますが、一方で、県民からは、工期や工事費の面で一度に評点 1.0 以上に耐震改修が困難であるという意見も多くあります。このため、今後は評点 1.0 を目指した段階的な耐震改修が可能となる施策等を検討していくことが求められます。

(2) 耐震診断ローラー作戦

■事業概要

住宅の耐震化推進のため、無料耐震診断を一層効果的に進めていくための施策です。県・市町村が防災ボランティア、町内役員や建築士と共に、住民に対して住宅の耐震化の必要性を説明して耐震診断を受けて頂くことが目的です。

- ・ローラー作戦の実施地区を決めて、事前に町内会などを通じて住民に通知
- ・建築士団体、大工団体、防災リーダー会、防災ボランティアなどに参加を呼びかけ
- ・参加者や地域の人を対象に防災講演会を主催
- ・土、日曜日に市町村職員、上記参加者が実施地区の対象住宅を訪問し、耐震診断を勧誘

表 7.5-実績

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 実施日(日) | 146 | 219 | 343 |
| 対象戸数(件) | 6,163 | 9,219 | 11,674 |
| 訪問件数(件) | 4,457 | 5,805 | 9,490 |
| 面会した数(回) | - | 3,744 | 6,428 |
| 申込数(件) | 1,472 | 1,382 | 1,553 |
| 申込率(%) | 33.0 | 23.8 | 16.4 |

■利用者の意見等に見る状況

(市町村担当者の意見より)

- ・自治会の協力による成果(顔なじみにより不信感払拭)
- ・休日訪問による成果(平日に手続きできない市民への対応)
- ・取組みの労力の軽減や簡易化の必要性
- ・実施が進む耐震診断に対して、伸びない耐震改修工事
- ・伝統的家屋や独居老人宅において伸びない耐震診断

(県民の声より)

- ・直接、質問できることの分かりやすさ、親近感
- ・休日訪問による有効性
- ・訪問者に対する信頼性(市町村職員かどうか)

■施策の評価

申込数は堅調な伸びを示していますが、申込率は年々減少傾向にあります。しかしながら、市町村担当者の意見では地道な活動であるものの、効果は大きく、今後も実施していくべき取組みであるとされています。このために、今後は一般的に耐震診断や耐震改修に消極的な高齢者世帯に対してよりわかりやすい説明を行い、申込率の向上を図っていく必要があります。

(3) あいち耐震まちづくり青少年啓発事業(耐震出前講座)

■事業概要

小・中学生を中心とした青少年を対象に、地震から人命を守るための「家の耐震化」、「家具の転倒防止」に主眼においた啓発を行う事業です。平成 20 年度から、枠組みづくりや教材作り等の準備、試行を経て耐震出前講座を行っています。

この事業では、学校の授業として耐震化教育を実施するための教材を新たに作成し、実際に講座を行いました。また、小・中学生等の青少年を対象とし、将来に備えて今から耐震の重要性を理解すること、子供から親へ、祖父母へ、そして地域の人へと、波及効果を目的としています。

表 7.6-実績

| | 平成 20 年度 | 平成 22 年度 |
|--------|---|------------------------------|
| 講座の実施数 | ・7 市町村 10 校 (児童生徒合計 1,296 名) | ・6 市町村 6 校 (児童生徒合計 832 名) |
| その他 | ・検討委員会(4 回) ・作業部会(4 回) ・講師養成講座 (6 回・206 名) | - |

■利用者の意見等に見る状況

(市町村担当者の意見より)

- ・小学生高学年向けの高度な内容(低学年には困難)
- ・楽しみながら地震を学ぶことのできるよい機会(ストローハウスの製作等)
- ・児童から家族への波及効果の期待
- ・県との調整の必要性(市町村によっては同様の出前講座を実施)

(受講した児童生徒の声より)

- ・地震の恐怖や備えに対する必要性の理解向上
- ・耐震等の必要性に関する理解向上

■施策の評価

これまでに実施した市町村は合計 13 市町村、16 校、児童生徒数は合計 2,128 名で、市町村担当者からの意見では好意的な結果を得ています。

また、事業の目的の一つである青少年への耐震化教育として成果をおさめていることが、市町村民(児童生徒)からの声で分かり、さらには、約 93%の児童生徒が、受講後に、家族に講義の内容を話しているという結果^{*}も得られていることから、児童生徒の家族に対しても耐震化への意識啓発につながっている可能性が高いと言えます。

※「児童生徒を対象としたアンケート調査」より

(4)高齢者住宅耐震リフォーム促進事業

■事業概要

災害弱者である介護保険の要介護者・要支援者を始め高齢者が居住する住宅における、耐震診断、耐震改修、家具固定などの地震防災対策は、優先して実施すべき喫緊の課題です。

県内 2 市をモデル地区とした事業を通じて、高齢者住宅の耐震化を進める上で障害となっている問題点や課題等の把握・分析を行い、耐震化へ誘導するための対策を検討し、その結果を用いて「あいち高齢者住宅耐震化促進戦略」を策定しました。

表 7.7-実績

| | 平成 19 年度 |
|--------|--|
| モデル地区数 | ・2 市 |
| その他 | ・モデル地区居住者(高齢者)を対象とした耐震リフォームに関するアンケートおよびヒアリング調査を実施 ・耐震リフォームの促進を目的とした啓発用資料を作成 ・耐震リフォームの促進を目的としたシンポジウムの開催 |

■利用者の意見等に見る状況

(市担当者の意見より)

- ・耐震診断等の申込み数が多い高齢者
- ・費用面から耐震改修を躊躇する高齢者
- ・モデル地域選定により高揚した地域防災意識

(県民の声より)

- ・自身が高齢であることから、耐震改修へのあきらめ感を抱く高齢者
- ・耐震改修の費用負担ができない高齢者

■施策の評価

一般的に高齢者住宅を対象とした耐震改修等の取組みは、居住者自身が「高齢者」であることでのあきらめや費用面の負担が起因して進みにくいということが指摘されます。

しかし、今回の促進事業の中には、モデル地区に選出されたことにより、地域の防災意識が高まるという効果も見られています。

このため、既存施策に対して居住者からの申込みを待つだけでなく、安価な方法や費用対効果の高い方法など利用者ニーズにあった様々な施策を設けて積極的に提案していくことも、さらなる耐震化・減災化を図っていく上で効果的であると言えます。

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」とい

- う。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
(市町村耐震改修促進計画)
- 第六条** 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

- 第七条** 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるもの限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限
（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）
- 第八条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
 - 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
（耐震診断の結果の公表）
- 第九条** 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。
（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）
- 第十条** 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。
- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。
（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）
- 第十一条** 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）
- 第十二条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勧告して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。
 - 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）
- 第十三条** 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）
- 第十四条** 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
 - 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
 - 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物
（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替

をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
 - (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
 - (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
 - 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
 - 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
 - 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
 - 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
 - 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
 - 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
 - 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
 - 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。
 - 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）
- 第十八条** 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）
- 第十九条** 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）の敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条 に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

- 第三十五条** センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。
（債務保証業務規程）
- 第三十六条** センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
（事業計画等）
- 第三十七条** センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。
（区分経理）
- 第三十八条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。
- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
（帳簿の備付け等）
- 第三十九条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。
（監督命令）
- 第四十条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
（センターに係る報告、検査等）
- 第四十一条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（指定の取消し等）
- 第四十二条** 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

- 第四十三条** 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 第四十四条** 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第四十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
五 第三十九条第二項の規定に違反した者
六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
- 第四十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2** 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3** 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4** 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5** 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年12月22日政令第429号)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

- 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法(昭和三十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百九号)第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの（耐震不明建築物の要件）
- 第三条** 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。
- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
 - 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第四号 に該当する増築又は改築の工事
 - 三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（通行障害建築物の要件）
- 第四条** 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。
- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
 - 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）
- 第五条** 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条 の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第六条** 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

- 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。
（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第七条** 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。
（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第八条** 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。
（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）
- 第九条** 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。
（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）
- 第十条** 所管行政庁は、法第二十四条第一項 の規定により、法第二十二条第二項 の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項 の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。
（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）
- 第十一条** 所管行政庁は、法第二十七条第四項 の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項 の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。
（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）
- 第十二条** 法第二十九条 の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号 の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号 の施設である建築物とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 （平成八年三月三十一日政令第八七号） 抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月一日政令第三一二号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(職員の引継ぎ)

第十四条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの(次項において「特定事務」という。)に専ら従事していると認められる都の職員(以下この条において「特定都職員」という。)は、施行日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難しいものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一月一〇日政令第三五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日政令第二一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年七月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年一月二五日政令第八号)

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年一〇月九日政令第二九四号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年12月25日建設省令第28号）

（令第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物は、国又は地方公共団体が大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として防災に関する計画等に定めたものとする。

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路）

第二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路は、都道府県が同項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第二号に定める事項を記載しようとする場合にあっては当該都道府県知事が、市町村が法第六条第三項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第一号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては当該市町村長が避難場所と連絡する道路その他の地震が発生した場合においてその通行を確保することが必要な道路として認めるものとする。

（令第四条の国土交通省令で定める場合）

第三条 令第四条の国土交通省令で定める場合は、地形、道路の構造その他の状況により令第四条各号に定める距離によることが不相当である場合として、知事等（その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（以下この条において「都道府県計画道路沿道建築物」という。）にあっては都道府県知事をいい、その敷地が市町村耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（都道府県計画道路沿道建築物を除く。）にあっては市町村長をいう。次条において同じ。）が規則で定める場合とする。

（令第四条の国土交通省令で定める距離）

第四条 令第四条の国土交通省令で定める距離は、前条の規則で定める場合において、前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。

（要安全確認計画記載建築物の耐震診断及びその結果の報告）

第五条 法第七条の規定により行う耐震診断は、次の各号のいずれかに掲げる者に行わせるものとする。

- 一 一級建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）、二級建築士（同法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）又は木造建築士（同法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）（国土交通大臣が定める要件を満たす者に限る。）であり、かつ、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であって、次条から第八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（木造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては木造耐震診断資格者講習、鉄骨造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造部分を有する建築物にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習又は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習に限る。以下「登録資格者講習」という。）を修了した者（建築士法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物について耐震診断を行わせる場合にあっては、それぞれ当該各条に規定する建築士に限る。以下「耐震診断資格者」という。）

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

2 前項の耐震診断は、技術指針事項（法第十二条第一項に規定する技術指針事項をいう。）に適合したものでなければならない。

3 法第七条の規定による報告は、別記第一号様式による報告書を提出して行うものとする。ただし、所管行政庁が規則により別記第一号様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあっては、当該様式による報告書によるものとする。

4 法第七条の規定による報告は、前項の報告書に、耐震診断の結果を所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の耐震診断の結果を証明するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて行わなければならない。（耐震診断資格者講習の登録の申請）

第六条 前条第一項第一号の登録は、登録資格者講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 前条第一項第一号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

- イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ロ 登録申請者の略歴を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿又は社員名簿の写し
- ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類
- 三 講師が第八条第一項第三号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類
- 四 登録資格者講習の受講資格を記載した書類、講習の種類ごとの科目の実施に関する計画その他の講習事務の実施の方法に関する計画（第八条第一項第四号において「実施計画」という。）を記載した書類
- 五 講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 前条第一項第一号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類
（欠格事項）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第五条第一項第一号の登録を受けることができない。

- 一 法又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項に規定する建築基準法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 第十七条の規定により第五条第一項第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であって、講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
（登録の要件等）

第八条 国土交通大臣は、第六条第一項の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士であることを受講資格とすること。
- 二 第十条第三号の表の上欄に掲げる講習の種類のもので、同欄に掲げる区分に応じて同表の中欄に掲げる科目について講習が行われること。
- 三 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。
- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目その他の講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築物の構造に関する科目その他の講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
- ロ 建築物の構造に関する分野その他の講習事務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 四 実施計画が第十条の規定に違反しないこと。
- 五 耐震診断を業として行っている者（以下この号において「耐震診断業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 第六条第一項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあっては、耐震診断業者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
- ロ 登録申請者の役員に占める耐震診断業者の役員又は職員（過去二年間に当該耐震診断業者の役員又は職員であった者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が耐震診断業者の役員又は職員であること。
- 2 第五条第一項第一号の登録は、耐震診断資格者登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 講習事務を開始する年月日
- 3 国土交通大臣は、耐震診断資格者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
（登録の更新）

第九条 第五条第一項第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
（講習事務の実施に係る義務）

第十条 講習実施機関は、公正に、かつ、第八条第一項第一号から第三号までに掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

- 一 登録資格者講習を毎年一回以上行うこと。
- 二 登録資格者講習は、講義により行うこと。
- 三 講義は、次の表の上欄に掲げる講習の種類のもので、同欄に掲げる区分に応じて同表の中欄に掲げる科目について行い、かつ、各科目ごとに同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

| 講習の種類 | 科目 | 時間 |
|----------------------|-------------------------|--------|
| 木造耐震診断資格者講習 | 建築物の耐震診断総論 | 一時間 |
| | 木造の建築物の耐震診断の方法 | 二時間三〇分 |
| | 例題演習 | 一時間 |
| 鉄骨造耐震診断資格者講習 | 建築物の耐震診断総論 | 一時間 |
| | 鉄骨造の建築物の耐震診断の方法 | 三時間 |
| | 例題演習 | 二時間 |
| 鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習 | 建築物の耐震診断総論 | 一時間 |
| | 鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法 | 三時間 |
| | 例題演習 | 二時間 |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習 | 建築物の耐震診断総論 | 一時間 |
| | 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法 | 三時間 |
| | 例題演習 | 二時間 |

四 講義は、前号の表の中欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

六 登録資格者講習を実施する日時、場所その他の登録資格者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

七 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、第三号の表の中欄に掲げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。

八 不正な受講を防止するための措置を講じること。

九 登録資格者講習の課程を修了した者に対し、別記第二号様式による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第十一条 講習実施機関は、第八条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、第十七条の規定により登録を取り消す場合を除き、当該変更があった事項を耐震診断資格者登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

（講習事務規程）

第十二条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 講習事務を行う事務所及び登録資格者講習の実施場所に関する事項
- 三 登録資格者講習の受講の申込みに関する事項
- 四 登録資格者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 五 登録資格者講習の日程、公示方法その他の登録資格者講習の実施の方法に関する事項
- 六 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 七 講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 九 不正受講者の処分に関する事項
- 十 第十八条第三項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項
- 十一 その他講習事務に関し必要な事項

（講習事務の休廃止）

第十三条 講習実施機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録資格者講習の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十四条 講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かななければならない。

2 登録資格者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(適合命令)

第十五条 国土交通大臣は、講習実施機関が第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十六条 国土交通大臣は、講習実施機関が第十条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十七条 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第十一条から第十三条まで、第十四条第一項又は次条第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十四条第二項各号に掲げる請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第十九条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により第五条第一項第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十八条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 登録資格者講習の実施年月日

二 登録資格者講習の実施場所

三 講義を行った講師の氏名並びに当該講師が講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録資格者講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録資格者講習の受講申込書及び添付書類

二 講義に用いた教材

(報告の徴収)

第十九条 国土交通大臣は、講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、講習実施機関に対し、講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第二十条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五条第一項第一号の登録をしたとき。

二 第十一条第一項の規定による届出があったとき。

三 第十三条の規定による届出があったとき。

四 第十七条の規定により第五条第一項第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(法第八条第二項 の規定による公表の方法)

第二十一条 法第八条第二項 の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一 法第八条第一項 の規定による命令に係る要安全確認計画記載建築物の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二 前号の要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要

三 第一号の命令をした年月日及びその内容

(法第九条の規定による公表の方法)

第二十二條 法第九条の規定による公表は、法第七条の規定による報告について、次に掲げる事項を、同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物ごとに一覧できるように取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一 要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要

二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果に関する事項のうち国土交通大臣が定める事項

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第二十三條 法第十条第一項の規定により都道府県が負担する費用の額は、法第七条第二号に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は市町村の補助に相当する額を除いた額を限度とする。

2 法第十条第二項の規定により市町村が負担する費用の額は、法第七条第三号に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は都道府県の補助に相当する額を除いた額を限度とする。

(身分証明書の様式)

第二十四條 法第十三条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第三号様式によるものとする。

(令第六条第三項の規定による階数及び床面積の合計)

第二十五條 令第六条第三項の規定による同条第二項各号に定める階数は、同項各号のうち当該建築物が該当する二以上の号に定める階数のうち最小のものとし、同条第三項の規定による同条第二項各号に定める床面積の合計は、当該二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計とする。

(令第八条第三項の規定による床面積の合計)

第二十六條 令第八条第三項の規定による同条第二項第一号から第三号までに定める床面積の合計は、これらの号のうち当該建築物が該当する二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計とする。

(身分証明書の様式)

第二十七條 法第十五条第五項において準用する法第十三条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第四号様式によるものとする。

(計画の認定の申請)

第二十八條 法第五条第三項第一号の耐震関係規定(第三十三条第一項において「耐震関係規定」という。)に適合するものとして法第十七条第三項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第五号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

| 図書の種類 | 明示すべき事項 | |
|---|---------|---|
| (い) | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配置図 | 縮尺及び方位 |
| | | 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 |
| | | 擁壁の位置その他安全上適当な措置 |
| | | 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ |
| | | 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 |
| | | 下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路 |
| | 各階平面図 | 縮尺及び方位 |
| | | 間取、各室の用途及び床面積 |
| | | 壁及び筋かいの位置及び種類 |
| | | 通し柱及び開口部の位置 |
| | | 延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 |
| 申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百七十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であって、当該建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規 | | |

| | | |
|-----|-------|--|
| | | 模の様様替をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う同令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置 |
| | 基礎伏図 | 縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法 |
| | 各階床伏図 | |
| | 小屋伏図 | |
| | 構造詳細図 | |
| (ろ) | 構造計算書 | <p>一 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表三の（一）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>二 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（二）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>三 建築基準法施行令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（三）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>四 建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（四）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> |

2 法第十七条第三項第一号 の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項 の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物については別記第五号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第六号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については別記第五号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書及び当該計画が法第十七条第三項第一号 の国土交通大臣が定める基準に適合していることを所管行政庁が適切であると認めたと者が証する書類その他の当該計画が当該基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

| 建築物等 | 明示すべき事項 |
|--|---|
| 木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物の木造の構造部分 | 各階の張り間方向及びけた行方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組の水平力に対する耐力及び靱性並びに配置並びに地震力、建築物の形状及び地盤の種類を考慮して行った各階の当該方向の耐震性能の水準に係る構造計算 |
| 木造の構造部分を有しない建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物の木造以外の構造部分 | 各階の保有水平耐力及び各階の靱性、各階の形状特性、地震の地域における特性並びに建築物の振動特性を考慮して行った各階の耐震性能の水準に係る構造計算並びに各階の保有水平耐力、各階の形状特性、当該階が支える固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたもの）、地震の地域における特性、建築物の振動特性、地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布及び建築物の構造方法を考慮して行った各階の保有水平耐力の水準に係る構造計算 |

3 法第十七条第三項第三号 に掲げる基準に適合するものとして同項 の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正

本及び副本並びに別記第七号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号 イ及びロに掲げる図書及び書類を、同条第七項の規定に基づき特定行政庁（建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下第五項及び第六項において同じ。）が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

- 4 法第十七条第三項第四号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第八号様式による正本及び副本に、それぞれ、次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

| | |
|-------|----------------------------------|
| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| 各階平面図 | 工事の計画に係る柱、壁又ははり及び第六条第二項に掲げる装置の位置 |
| 構造詳細図 | 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造及び材料の種別 |
| 構造計算書 | 応力算定及び断面算定 |

- 5 法第十七条第三項第五号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第九号様式による正本及び副本に、それぞれ、建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類を、同条第七項の規定に基づき特定行政庁が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
- 6 法第十七条第三項第六号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第十号様式による正本及び副本に、それぞれ、建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類を、同条第七項の規定に基づき特定行政庁が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
- 7 法第十七条第十項の規定により建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなされるものとして法第十七条第三項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の申請書の正本及び副本に、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書又は同法第十八条第二項の規定による通知に要する通知書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
- 8 前七項に規定する図書は併せて作成することができる。
- 9 高さが六十メートルを超える建築物に係る法第十七条第三項の計画の認定の申請書にあっては、第一項の表の（ろ）項の規定にかかわらず、同項に掲げる図書のうち構造計算書は、添えることを要しない。この場合においては、建築基準法第二十条第一号の認定に係る認定書の写しを添えるものとする。
- 10 第三項の認定の申請書にあっては、建築基準法第二十条第一号の認定に係る認定書の写しを添えた場合には、建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の（は）項及び同項の表三の（ろ）欄に掲げる構造計算書を添えることを要しない。
- 11 所管行政庁は、前十項の規定にかかわらず、規則で、前十項に掲げる図書の一部を添えることを要しない旨を規定することができる。
（計画の記載事項）

第二十九条 法第十七条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、建築物の建築面積及び耐震改修の事業の実施時期とする。
（認定通知書の様式）

第三十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の規定により計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、別記第十一号様式による通知書に第二十八条の申請書の副本を添えて行うものとする。
（法第十七条第三項第四号の国土交通省令で定める防火上の基準）

第三十一条 法第十七条第三項第四号ロ（1）の国土交通省令で定める防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 工事の計画に係る柱、壁又ははり及び建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料で造られ、又は覆われていること。
- 二 次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。
- イ 建築基準法施行令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって構造耐力上主要な部分（工事により新たに設けられる柱及び耐力壁を除く。）に長期に生ずる力を計算すること。
- ロ イの構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期の応力度を建築基準法施行令第八十二条第二号の表の長期に生ずる力の項に掲げる式によって計算すること。ただし、構造耐力上主要な部分のうち模様替を行う柱又ははりについては、当該模様替が行われる前のものとして、同項に掲げる式により、当該模様替が行われる前の当該柱又ははりの断面に生ずる長期の応力度を計算すること。
- ハ ロによって計算した長期の応力度が、建築基準法施行令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

2 法第十七条第三項第四号 ロ（2）の国土交通省令で定める防火上の基準は、工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災の発生を有効に感知し、かつ、工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所に報知することができる装置が設けられていることとする。

（法第十八条第一項 の国土交通省令で定める軽微な変更）

第三十二条 法第十八条第一項 の国土交通省令で定める軽微な変更は、計画の認定を受けた計画に係る耐震改修の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請）

第三十三条 耐震関係規定に適合するものとして法第二十二条第二項 の認定を受けようとする建築物について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第十二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の各号のいずれかに掲げる図書及び当該建築物が耐震関係規定に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるものを添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

一 第二十八条第一項の表の（ろ）項に掲げる図書及び次の表に掲げる図書

二 国土交通大臣が定める書類

| | |
|-------|---|
| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺及び方位 |
| | 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 |
| | 擁壁の位置その他安全上適当な措置 |
| | 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ |
| 各階平面図 | 縮尺及び方位 |
| | 壁及び筋かいの位置及び種類 |
| | 通し柱及び開口部の位置 |
| 基礎伏図 | 縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法 |
| 各階床伏図 | |
| 小屋伏図 | |
| 構造詳細図 | |
| | |

2 法第二十二条第二項 の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項 の認定を受けようとする建築物について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、次の各号のいずれかに掲げる方法により、これをしなければならない。

一 木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物については別記第十三号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第六号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については別記第十三号様式に、それぞれ、第二十八条第二項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書及び当該建築物が法第二十二条第二項 の国土交通大臣が定める基準に適合していることを所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の当該建築物が当該基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて、これらを所管行政庁に提出すること。

二 別記第十二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、国土交通大臣が定める書類及び当該申請に係る建築物が法第二十二条第二項 の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるものを添えて、これらを所管行政庁に提出すること。

3 所管行政庁は、前二項の規定にかかわらず、規則で、前二項に掲げる図書の一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

（認定通知書の様式）

第三十四条 所管行政庁は、法第二十二条第二項 の規定により認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記第十四号様式による通知書に前条の申請書の副本を添えて行うものとする。

（表示等）

第三十五条 法第二十二条第三項 の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 広告

二 契約に係る書類

三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十二條第三項 に規定する表示は、別記第十五号様式により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第三十六條 法第二十四條第二項 において準用する法第十三條第二項 の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十六号様式によるものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請)

第三十七條 法第二十五條第二項 の認定を受けようとする区分所有建築物について同條第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物については別記第十七号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第六号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については別記第十七号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書類を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

一 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第十八條第一項（同法第六十六條 において準用する場合を含む。）の規定により当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し（同法第十八條第二項 の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）

二 第二十八條第二項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書

三 当該区分所有建築物が法第二十五條第二項 の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを所管行政庁が適切であると認める者が証する書類その他の当該区分所有建築物が当該基準に適合していないことを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類

2 所管行政庁は、前項の規定にかかわらず、規則で、前項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない旨を規定することができる。

(認定通知書の様式)

第三十八條 所管行政庁は、法第二十五條第二項 の規定により認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記第十八号様式による通知書に前条の申請書の副本を添えて行うものとする。

(身分証明書の様式)

第三十九條 法第二十七條第五項 において準用する法第十三條第二項 の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十九号様式によるものとする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例を受けるための特定優良賃貸住宅の入居者を確保することができない期間)

第四十條 法第二十八條第一項 の国土交通省令で定める期間は、三月とする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例に係る特定優良賃貸住宅の賃貸借の期間)

第四十一條 法第二十八條第二項 の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

(法第三十四條第一号 の国土交通省令で定める金融機関)

第四十二條 法第三十四條第一号 の国土交通省令で定める金融機関は、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、銀行、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号 及び第三号 の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法（昭和三十二年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号 及び第四号 の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七條第一項第三号 及び第四号 の事業を併せ行う漁業協同組合連合会とする。

(債務保証業務規程で定めるべき事項)

第四十三條 法第三十六條第二項 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 被保証人の資格

二 保証の範囲

三 保証の金額の合計額の最高限度

四 一被保証人についての保証の金額の最高限度

五 保証契約の締結及び変更に関する事項

六 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項

七 保証債務の弁済に関する事項

八 求償権の行使方法及び償却に関する事項

九 業務の委託に関する事項

(事業計画等の認可の申請)

第四十四條 耐震改修支援センター（以下「センター」という。）は、法第三十七條第一項 前段の規定により支援業務に係る事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添え、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の予定貸借対照表

二 当該事業年度の予定貸借対照表

三 前二号に掲げるもののほか、支援業務に係る収支予算の参考となる書類

(事業計画等の変更の認可の申請)

第四十五条 センターは、法第三十七条第一項 後段の規定により支援業務に係る事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前条第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第四十六条 センターは、法第三十七条第二項 の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。

(区分経理の方法)

第四十七条 センターは、法第三十八条 各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

2 センターは、法第三十八条第一号 及び第二号 に掲げる業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

(帳簿)

第四十八条 法第三十九条第一項 の支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三十四条第一号 に掲げる債務の保証（以下「債務の保証」という。）の相手方の氏名及び住所

二 債務の保証を行った年月日

三 債務の保証の内容

四 その他債務の保証に関し必要な事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じセンターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十九条第一項 の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 センターは、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第四十九条 法第三十九条第二項 の支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらの写しとする。

一 債務の保証の申請に係る書類

二 保証契約に係る書類

三 弁済に係る書類

四 求償に係る書類

2 前項に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じセンターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって前項の書類に代えることができる。

3 センターは、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(身分証明書の様式)

第五十条 法第四十一条第二項 の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第二十号様式によるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(令附則第二条第二項の国土交通省令で定める要件)

第二条 令附則第二条第二項の国土交通省令で定める要件は、同条第一項第二号イからホまでのうち当該建築物が該当する二以上の同号イからホまでに定める階数のうち最小のもの以上であり、かつ、同号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ、当該二以上の同号イからホまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の同号イからホまでに定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計以上であることとする。

(準用)

第三条 第五条第一項及び第二項の規定は、法附則第三条第一項の規定により行う耐震診断について、第五条第三項及び第四項の規定は、法附則第三条第一項の規定による報告について、第二十一条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第二項の規定による公表について、第二十二条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第九条の規定による公表について準用する。この場合において、第五条第三項中「別記第一号様式」とあるのは「別記第二十一号様式」と、第二十一条第一号中「法第八条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項」と、同号及び同条第二号並びに第二十二条第一号及び第二号中「要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と、同条中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と、「同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物の用途」と読み替えるものとする。

(身分証明書の様式)

第四条 法附則第三条第三項において準用する法第十三条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第二十二号様式によるものとする。

附 則 (平成九年十一月六日建設省令第一六号)

この省令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日（平成九年十一月八日）から施行する。

附 則 (平成十一年四月二六日建設省令第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則 (平成十二年一月三十一日建設省令第一〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年二月一四日建設省令第一一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成十二年五月三十一日建設省令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成十二年一月二〇日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成十四年一月二七日国土交通省令第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

附 則 (平成十五年三月一〇日国土交通省令第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。

附 則 (平成十五年一月二八日国土交通省令第一一六号)

この省令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。

附 則 (平成一七年五月二七日国土交通省令第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附 則 (平成一八年一月二五日国土交通省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則 (平成一八年九月二九日国土交通省令第九六号)

この省令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。ただし、第一条中別記第三十六号の二の四様式の改正規定は平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二八日国土交通省令第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

附 則（平成二五年一〇月九日国土交通省令第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前に要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が耐震診断を行わせた場合には、第五条第一項（附則第三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が第五条第一項各号に掲げる者に耐震診断を行わせたものとみなす。

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 25 年国土交通省告示 1055 号)

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年 3 月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点か

らも公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用するべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じ

られることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断の実施が可能な建築士の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携をされるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPO との連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 20 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 4,950 万戸のうち、約 1,050 万戸（約 21 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 79 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 5 年間で約 120 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 5 年間で約 30 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 41 万棟のうち、約 8 万棟（約 20 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 80 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 27 年までに少なくとも 9 割にすることを目標とするとともに、住宅については平成 32 年までに少なくとも 95 パーセントにすることを目標とする。

耐震化率を 9 割とするためには、平成 20 年から平成 27 年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約 550 万戸（うち耐震改修は約 100 万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 3 倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約 4 万棟（うち耐震改修は約 3 万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 2 倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 20 年から平成 27 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 140 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交

通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2のうち、平成27年までの目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所等の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第5条第7項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づ

き早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所等の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

（別添）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

第一 建築物の耐震診断の指針

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 1 条第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。）の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ地震に対する安全性を評価するものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあっては第 1 号及び第 3 号に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造以外の構造部分（第 2 号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。）にあっては第 2 号及び第 3 号にそれぞれ適合する場合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

一 木造の建築物等については、各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標を次のイからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第 1 により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_w = \frac{P_d}{Q_r}$$

この式において、 I_w 、 P_d 、及び Q_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I_w 各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標

P_d 各階の張り間方向又はけた行方向の耐力（以下「保有耐力」という。）を表すものとして、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組（以下「壁等」という。）の強さ及び配置を考慮してロに定めるところにより算出した数値（単位キロニュートン）

Q_r 各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値（単位キロニュートン）

ロ イに定める建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の P_d は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第 82 条の 4 に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることのできるものとする。

$$P_d = (P_w + P_6) E$$

この式において、 P_d 、 P_w 、 P_6 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d イに定める P_d の数値（単位キロニュートン）

P_w 各階の張り間方向又はけた行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値（単位キロニュートン）。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又はけた行方向につき、令第 46 条第 4 項表 1 の軸組の種類の種類に掲げる区分に応じて倍率の欄に掲げる数値に 1.96 を乗じた数値（別表第 2 の軸組の種類の種類に掲げる軸組にあっては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。）（以下「壁強さ倍率」という。）に当該軸組の長さ（単位メートル）を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が 1

の建築物にあっては別表第 3-1、地階を除く階数が 2 の建築物の 1 階並びに地階を除く階数が 3 の建築物の 1 階及び 2 階にあっては別表第 3-2 の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。

P₆ 壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定める Q_r の数値に 0.25 を乗じた数値とする（単位キロニュートン）。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靱性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることのできるものとする。

E 壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第 4 の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値

ハ イに定める建築物の各階の Q_r は、次の式によって得られる数値（1 階が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で 2 階又は 3 階が木造である建築物の木造部分の階の Q_r にあっては、同式によって得られる数値を 1.2 倍した数値）とする。ただし、令第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることのできるものとする。

$$Q_r = (C_r + W_s) A_f Z C_d C_g$$

この式において、Q_r、A_f、C_r、W_s、Z、C_d 及び C_g は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_r イに定める Q_r の数値（単位キロニュートン）

C_r 単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第 5 の建築物の種類及び階数に応じて、同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン）

W_s 令第 86 条第 2 項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物にあっては、同条第 3 項に規定する垂直積雪量（単位メートル）に 0.26 を乗じた数値、それ以外の建築物にあっては零（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン）

A_f 当該階の床面積（単位平方メートル）

Z 令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値

C_d 張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが 4 メートル未満の建築物であって、地階を除く階数が 2 の建築物の 1 階又は地階を除く階数が 3 の建築物の 1 階若しくは 2 階の場合には 1.13、その他の場合には 1

C_g 令第 88 条第 2 項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内における建築物にあっては 1.5、それ以外の建築物にあっては 1

二 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等については、各階の構造耐震指標を次のイからハマで、各階の保有水平耐力に係る指標をニに定めるところによりそれぞれ求め、これらの指標に応じ別表第 6 により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_s = \frac{E_o}{F_e s Z R_t}$$

この式において、I_s、E_o、F_e、Z 及び R_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。ただし、F_e については、地震時における建築物の形状が当該建築物の振動の性状に与える影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることのできる。

I_s 各階の構造耐震指標

E_o 各階の耐震性能を表すものとして、各階の保有水平耐力及び各階の靱性を考慮してロに定めるところにより算出した数値

F_e 令第 82 条の 4 第 2 号に規定する F_e の数値

Z 令第 82 条の 4 第 2 号に規定する Z の数値

R_t 令第 88 条第 1 項に規定する R_t の数値

ロ イに定める建築物の各階の E_o は、次の (1) の式によって得られる数値又は次の (2) の式によって得られる数値（当該建築物の構造耐力上主要な部分である柱、壁若しくははり又はこれらの接合部が、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれがなく、かつ、当該建築物の特定の部分に生ずる塑性変形が過度に増大しないことが確かめられる場合には、これらの式の右辺に次の (3) の式により得られる割増係数を乗じることのできるものとする。）のいずれか大きなものとする。ただし、各階の E_o は、塑性変形の度が著しく低い柱が存在する場合又は地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱のみの耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては次の (1) の式によって計算するものとするほか、建築物の保有水平耐力及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることのできるものとする。

$$(1) E_o = \frac{Q_u F}{W A_i}$$

$$(2) E_o = \frac{W A_i}{\sqrt{(Q_1 F_1)^2 + (Q_2 F_2)^2 + (Q_3 F_3)^2}}$$

$$(3) a = \frac{2(2n+1)}{3(n+1)}$$

(1)から(3)までの式において、 E_o 、 Q_u 、 F 、 W 、 A_i 、 Q_1 、 Q_2 、 Q_3 、 F_1 、 F_2 、 F_3 、 α 及び n はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E_o イに定めるの数値

Q_u 各階の保有水平耐力

F 各階の靱性を表す数値で、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する架構の種類に応じた別表第7に掲げる F_i と、その他の階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する柱又は壁の種類に応じた別表第8に掲げる F_i とする。ただし、当該階の地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱の耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該柱を含む架構の種類に、その他の階にあっては、当該柱の種類に応じた数値としなければならない。

W 令第88条第1項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。)

A_i 令第88条第1項に規定する当該階に係る A_i の数値

Q_1 ハに定める第1グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「第1グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計

Q_2 ハに定める第2グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「第2グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計

Q_3 ハに定める第3グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「第3グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計

F_1 第1グループの架構等の種類に応じた別表第7及び別表第8に掲げる当該架構等の F_i の最小値

F_2 第2グループの架構等の種類に応じた別表第7及び別表第8に掲げる当該架構等 F_i の最小値

F_3 第3グループの架構等の種類に応じた別表第7及び別表第8に掲げる当該架構等の F_i の最小値

α 建築物の地階を除く階数

n 建築物の地階を除く階数

ハ 別表第7及び別表第8に掲げる F_i の大きさに応じ、架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「架構等」という。)を3組に区分する場合において、 F_i の最も小さな架構等を含む組を第1グループ、 F_i の最も大きな架構等を含む組を第3グループ、その他の組を第2グループとする。

ニ 建築物の各階の保有水平耐力に係る指標は、次の式により計算すること。

$$q = \frac{Q_u}{F_e W Z R_t A_i S_t}$$

この式において、 q 、 Q_u 、 F_e 、 W 、 Z 、 R_t 、 A_i 及び S_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q 各階の保有水平耐力に係る指標

Q_u ロに定める Q_u の数値

F_e イに定める F_e の数値

W ロに定める W の数値

Z イに定める Z の数値

R_t イに定める R_t の数値

A_i ロに定める A_i の数値

S_t 建築物の構造方法に応じて定まる数値で、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては0.25、その他の構造方法にあっては0.3とする。

三 建築物の敷地については、次に掲げる基準に適合すること。

イ 高さが2メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地にあっては、当該擁壁が次の基準に適合すること。ただし、当該擁壁の崩壊が、周囲の建築物に被害を与えるおそれがなく、かつ、当該擁壁が崩壊する場合においても当該敷地内の建築物の基礎が地震時に生じる力を地盤に安全に伝えることができることを確かめられる場合は、この限りでない。

(1) 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。

(2) 石造の擁壁にあっては、裏込めにコンクリートを用いること等により、石と石とを十分に結合したものであること。

(3) 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること等の措置が講じられていること。

(4) 擁壁が垂直方向に増設されている場合にあっては、当該擁壁全体が地震時に生じる土圧等により崩壊しないことが構造計算等により確かめられたものであること。

ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地にあっては、次のいずれかの基準に適合すること。

(1) イ(1)から(4)までに掲げる基準に適合する擁壁の設置その他安全上適切な措置が講じられていること。

(2) 被害を受けるおそれのないことが確かめられること。

ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地にあっては、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じることがないように適当な地盤の改良等が行われていること。

第二 建築物の耐震改修の指針第2 建築物の耐震改修の指針

建築物の耐震改修は、耐震診断の結果に基づき、当該建築物及びその敷地が第1に定める地震に対して安全な構造となるように、当該建築物の構造耐力上主要な部分及び当該建築物の敷地について、次に掲げる基準に適合する

方法によって行うものとする。

- 一 建築物を使用しつつ耐震改修を行う場合にあっては、構造耐力上主要な部分を鈎合いよく配置し、地震の震動及び衝撃に対して一様に当該建築物の構造耐力が確保されるものとする。
- 二 耐震改修による地盤の沈下又は変形に対して、建築物の基礎を構造耐力上安全なものとする。
- 三 木造の建築物等にあっては、前2号に適合するほか、次の方法によること。
- イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、軸組を構成する柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材に合板をくぎで打ち付けること等によって軸組を補強すること。
- ロ 筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結し、構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結すること。
- ハ 地盤の沈下又は変形に対して、構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎が構造耐力上安全なものとなるように、当該柱の下部若しくは土台を基礎に緊結し、足固めを使用し、又は基礎を鉄筋コンクリートで補強すること。
- ニ 外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分又は柱、筋かい及び土台のうち、地面から1メートル以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、白蟻その他の虫による害を防ぐための措置を講ずること。
- 四 鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物の鉄骨造の部分については、第1号及び第2号に適合するほか、次の方法によること。
- イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、筋かいを補強し、又は増設すること。この場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないものとする。
- ロ 柱若しくははり又はこれらの接合部が、局部座屈、破断等を生ずるおそれのある場合においては、これらの部分を添板等によって補強すること。
- ハ 柱の脚部の基礎との接合部において、アンカーボルトの破断、基礎の破壊等を生ずるおそれのある場合においては、当該柱の脚部を鉄筋コンクリート造の基礎に埋め込むこと等によって当該接合部を補強すること。
- ニ 腐食のおそれのある部分に使用する鋼材には、有効な錆止めを講ずること。
- 五 鉄筋コンクリート造等（組積造、補強コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造をいう。以下この号において同じ。）の建築物又は鉄筋コンクリート造等とその他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造等の部分にあっては、第1号及び第2号に適合するほか、次の方法によること。
- イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、壁を厚くすること等により補強し、又は壁若しくは鉄骨造の筋かいを増設すること。
- ロ 柱がせん断破壊等によって急激な耐力の低下を生ずるおそれのある場合には、当該柱に鋼板を巻き付けることその他の靱性をもたせるための措置を講ずること。
- 六 建築物の敷地にあっては、次の方法によること。
- イ 高さが2メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地であって、当該擁壁の崩壊により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、当該擁壁について、地盤アンカー体、格子状に組み合わせた鉄筋コンクリート造の枠等を用いて補強すること。
- ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地であって、がけ崩れ等により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、新たに擁壁を設置すること、イに定める方法により擁壁を補強すること、がけの下の建築物にあっては土砂の流入を防止するための防護塀を設けることその他安全上必要な措置を講ずること。
- ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地であって、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じるおそれのある場合においては、締固め等により地盤の改良を行うこと、当該建築物の基礎の構造を鉄筋コンクリート造のべた基礎とすることその他安全上必要な措置を講ずること。
- 七 前各号に定めるもののほか、建築物が地震に対して安全な構造となるように有効な措置を講ずること。

別表第1

| 構造耐震指標 | | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 |
|--------|------------------|--------------------------------|
| (1) | Iwが0.7未満の場合 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 |
| (2) | Iwが0.7以上1.0未満の場合 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 |
| (3) | Iwが1.0以上の場合 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 |

この表において、Iwは、構造耐震指標を表す数値とする。

別表第2

| | 軸組の種類 | 倍率 |
|-----|--|-----|
| (1) | 塗り厚が9センチメートル以上の土塗壁（中塗り土の塗り方が両面塗りのものに限る。） | 3.9 |
| (2) | 厚さ1.5センチメートル以上で幅9センチメートル以上の木材又は径9ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が平成12年建設省告示第1460号（以下「告示第1460号」という。）第 | 1.6 |

| | | |
|------|---|-----|
| | 1号の規定に適合しないものに限る。) | |
| (3) | 厚さ3センチメートル以上で幅9センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第1460号第1号の規定に適合しないものに限る。） | 1.9 |
| (4) | 厚さ4.5センチメートル以上で幅9センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第1460号第1号の規定に適合しないものに限る。） | 2.6 |
| (5) | 9センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第1460号第1号の規定に適合しないものに限る。） | 2.9 |
| (6) | 木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付け、これにラスシート、ワイヤラス又はメタルラスを止め付けたモルタル塗りの壁を設けた軸組 | 1.6 |
| (7) | 柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に窯業系サイディングをくぎ又はねじ（J I S A 5508（くぎ）—1992に適合するG N F 40、G N C 40 その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組 | 1.7 |
| (8) | 厚さ1.5センチメートル以上で幅4.5センチメートル以上の木材を50センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（J I S A 5508（くぎ）—1992に適合するN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、窯業系サイディングをくぎ又はねじ（J I S A 5508（くぎ）—1992に適合するG N F 40、G N C 40 その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組 | 1.7 |
| (9) | 柱及び間柱の片面にせっこうボード（J I S A 6901（せっこうボード製品）—1994に適合するせっこうボードで厚さが12ミリメートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）をくぎ又はねじ（J I S A 5508（くぎ）—1992に適合するG N F 40、G N C 40 その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組 | 1.2 |
| (10) | 厚さ1.5センチメートル以上で幅4.5センチメートルの木材を31センチメートル以下の間隔で柱及び間柱にくぎ（J I S A 5508（くぎ）—1992に適合するN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はねじ（J I S A 5508（くぎ）—1992に適合するG N F 40、G N C 40 その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組 | 1.2 |
| (11) | 厚さ3センチメートル以上で幅4センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（J I S A 5508（くぎ）—1992に適合するN75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が30センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ（J I S A 5508（くぎ）—1992に適合するG N F 40、G N C 40 その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組 | 1.3 |
| (12) | 構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和51年農林水産省告示第894号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁に用いる場合は特類に限る。）で厚さが7.5ミリメートル | 2.5 |

| | | |
|------|---|---|
| | 以上のものに限る。)を柱及び間柱にくぎ(J I S A5508(くぎ) — 1992 に適合するN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組 | |
| (13) | 化粧合板で厚さが5.5ミリメートル以上のものを柱及び間柱にくぎ(J I S A5508(くぎ) — 1992 に適合するN38又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組 | 1.4 |
| (14) | 厚さ3センチメートル以上で幅4センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ(J I S A5508(くぎ) — 1992 に適合するN75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受材(くぎの間隔が30センチメートル以下のものに限る。)及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、化粧合板で厚さが5.5ミリメートル以上のものをくぎ(J I S A5508(くぎ) — 1992 に適合するN38又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組 | 1.0 |
| (15) | 令第46条第4項の表1の(1)から(8)まで又は(1)から(14)までに掲げる壁又は筋かいを併用した軸組 | 併用する軸組の令第46条第4項の表1の(1)から(8)までの倍率の欄に掲げる数値に1.96を乗じた数値又は(1)から(14)までの倍率の欄に掲げる数値の和(当該数値の和が9.8を超える場合は9.8) |

別表第3-1

| 壁強さ倍率 | 基礎の仕様 | 壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法 | 低減係数 |
|------------------|---|---|------|
| 2.5 未満 | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎 | 告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの | 1.0 |
| | | 告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 1.0 |
| | | 告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.7 |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.7 |
| | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。) | 告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの | 0.85 |
| | | 告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.85 |
| | | 告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.7 |
| その他の基礎 | — | 0.7 | |
| 2.5 以上 4.0 未満 | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎 | 告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの | 1.0 |

| | | | | |
|------------------|---|--|-------------------------------|------|
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.8 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.6 | |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.35 | |
| | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。) | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの | 0.7 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.6 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.5 | |
| | その他の基礎 | — | 0.35 | |
| 4.0 以上 6.0 未満 | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎 | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの | 1.0 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.65 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.45 | |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.25 | |
| | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。) | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの | 0.6 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.45 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.35 | |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.25 | |
| | | その他の基礎 | — | 0.25 |
| | | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎 | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの | 1.0 |

| | | | |
|--|---|--|------|
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.5 |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.35 |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.2 |
| | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。) | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの | 0.6 |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.35 |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.3 |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.2 |
| | その他の基礎 | — | 0.2 |
| この表において、最上階の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。 | | | |

別表第 3-2

| 壁強さ倍率 | 基礎の仕様 | 壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法 | 低減係数 |
|------------------|---|--|------|
| 2.5 未満 | — | — | 1.0 |
| 2.5 以上 4.0 未満 | 鉄筋コンクリート造のべた基礎 又は布基礎 | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの | 1.0 |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 1.0 |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.8 |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.8 |
| | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。) | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの | 0.9 |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.9 |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.8 |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.8 |
| その他の基礎 | — | 0.8 | |
| 4.0 以上 6.0 未満 | 鉄筋コンクリート造のべた基礎 又は布基礎 | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの | 1.0 |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.9 |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げ | 0.7 |

| | | | | |
|--------|---|--|------|-----|
| | | る接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。） | | |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.7 | |
| | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。） | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの | 0.85 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.8 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。） | 0.7 | |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.7 | |
| | | その他の基礎 | — | 0.7 |
| 6.0 以上 | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎 | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの | 1.0 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.8 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。） | 0.6 | |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.6 | |
| | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。） | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの | 0.8 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの | 0.7 | |
| | | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。） | 0.6 | |
| | | その他の接合方法としたもの | 0.6 | |
| | | その他の基礎 | — | 0.6 |

この表において、地階を除く階数が 3 の建築物の 2 階部分の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。

別表第 4

| 側端部分の壁量充足率 | 上欄の側端部分の反対側の側端部分の壁量充足率 | 直上階の床の仕様 | 低減係数 |
|------------|------------------------|----------------------------------|------|
| 0.33 未満 | 0.33 未満 | — | 1.0 |
| | 0.33 以上 0.66 未満 | 横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.7 |
| | | 火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.5 |
| | | その他の仕様 | 0.3 |
| | 0.66 以上 1.0 未満 | 横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.6 |
| | | 火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.45 |
| | | その他の仕様 | 0.3 |
| | 1.0 以上 | 横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.6 |

| | | | |
|--------------------|-----------------|----------------------------------|------|
| | | 火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.45 |
| | | その他の仕様 | 0.3 |
| 0.33 以上 0.66 未満 | 0.33 以上 0.66 未満 | — | 1.0 |
| | 0.66 以上 1.0 未満 | 横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.8 |
| | | 火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.8 |
| | | その他の仕様 | 0.75 |
| | 1.0 以上 | — | 0.75 |
| 0.66 以上 | 0.66 以上 | — | 1.0 |

この表における壁量充足率の算定方法については、平成 12 年建設省告示第 1352 号第 1 号及び第 2 号の規定を準用する。この場合においては、同告示第 1 号中「令第 46 条第 4 項の規定の表 1 の数値」とあるのは「令第 46 条第 4 項の規定の表 1 の数値に 1.96 を乗じたもの又は別表第 2 の数値」と、「同項の表 2 の数値」とあるのは「別表第 5 の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。

別表第 5

| 建築物の種類 | | 単位床面積当たりの必要保有耐力（1 平方メートルにつきキロニュートン） | | | | | |
|--------|--|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 階数が 1 の建築物 | 階数が 2 の建築物の 1 階 | 階数が 2 の建築物の 2 階 | 階数が 3 の建築物の 1 階 | 階数が 3 の建築物の 2 階 | 階数が 3 の建築物の 3 階 |
| (1) | 土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物 | 0.64 | 1.41 | 0.78 | 2.07 | 1.59 | 0.91 |
| (2) | (1) に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの | 0.28 | 0.83 | 0.37 | 1.34 | 0.98 | 0.43 |
| (3) | (1) 及び (2) に掲げる建築物以外の建築物 | 0.4 | 1.06 | 0.53 | 1.66 | 1.25 | 0.62 |

この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。

別表第 6

| 構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標 | | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 |
|---------------------|--|--------------------------------|
| (1) | I_s が 0.3 未満の場合又は q が 0.5 未満の場合 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 |
| (2) | (1) 及び (3) 以外の場合 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 |
| (3) | I_s が 0.6 以上の場合で、かつ、 q が 1.0 以上の場合 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 |

この表において、 I_s 及び q 、それぞれ次の数値を表すものとする。
 I_s 各階の構造耐震指標
 q 各階の保有水平耐力に係る指標

別表第 7

| 架構の種類 | | 鉄骨造の架構の F_i の数値 |
|-------|--|-------------------|
| (1) | 柱及びはりの座屈が著しく生じ難く、かつ、これらの接合部、筋かいの接合部及び柱の脚部の基礎との接合部（以下この表において「接合部」という。）の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの | 4.0 |
| (2) | 柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの | 3.0 |
| (3) | 柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が生じ難いこと等のため、耐力が急激に低下しないもの | 2.5 |
| (4) | 接合部の破断が生じ難いが、柱及びはりの座屈が生じ易いこと等のため、耐力が低下するもの | 2.0 |
| (5) | 柱及びはりの座屈が生じ易く、かつ、接合部に塑性変形が著しく生 | 1.5 |

| | | |
|-----|---|-----|
| | じ易いこと等のため、耐力が急激に低下するもの | |
| (6) | 接合部又は筋かいの破断が生じ易いもの又は(1)から(5)までに掲げるもの以外のもの | 1.0 |

この表において、 F_i は、架構の靱性を表す数値とする。

別表第 8

| 柱又は壁の種類 | | 鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁の F_i の数値 | 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁以外の柱又は壁の F_i の数値 |
|---------|--------------------------------|-----------------------------|---|
| (1) | せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い柱 | 3.5 | 3.2 |
| (2) | せん断破壊が著しく生じ難いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱 | 3.5 | 3.0 |
| (3) | せん断破壊が生じ難いため、塑性変形の度が高い柱 | 2.4 | 2.2 |
| (4) | せん断破壊が生じ易いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱 | 2.0 | 1.5 |
| (5) | 塑性変形の度は高くないが、せん断破壊が生じ難い柱 | 1.3 | 1.3 |
| (6) | せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い柱 | 1.3 | 1.0 |
| (7) | せん断破壊が著しく生じ易いため、耐力が急激に低下する柱 | 1.0 | 0.8 |
| (8) | 基礎の浮き上がり等により回転変形を生ずる壁 | 3.5 | 3.0 |
| (9) | せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い壁 | 2.5 | 2.0 |
| (10) | せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い壁 | 1.3 | 1.0 |

この表において、 F_i は、柱又は壁の靱性を表す数値とする。

5. 愛知県地震防災推進条例（平成 16 年 3 月 26 日公布 愛知県条例第 2 号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災に関し、県、県民、事業者等の責務及び市町村の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、県、市町村、県民、事業者等が一体となって地震防災に取り組む防災協働社会の形成を推進し、もってすべての県民が安心して暮らすことのできる地震災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- 二 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び地震災害の復旧を図ることをいう。
- 三 東海地震に係る警戒宣言 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条第一項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

（県の責務）

第三条 県は、地震防災に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、地震防災に関する施策の推進に取り組むものとする。

（市町村の役割）

第四条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するための施策の推進に努めるものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、地震が発生したとき及び地震津波が襲来したとき並びに東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき（以下「地震発生時等」という。）に備え、地震防災に関する知識の習得に努めるとともに、自己の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めなければならない。

- 一 建築物その他の工作物の耐震性の確保

- 二 家具の転倒防止
 - 三 出火の防止
 - 四 初期消火に必要な用具の準備
 - 五 食料、飲料水及び医薬品の確保
 - 六 避難場所及び避難所(以下「避難地」という。)の位置、避難の経路及び方法並びに家族間の連絡方法の確認
 - 七 その他地震発生時等に備え、自己の安全を確保するため必要となる事項
- 2 県民は、地域の地震防災の活動を円滑に行うため、自主防災組織が行う防災訓練その他の活動に積極的に参加するとともに、地震発生時等においては、地域の地震防災の活動に参加する等相互に協力し、助け合うよう努めなければならない。
- 3 県民は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)
- 第六条** 事業者は、地震発生時等に備え、その事業活動に関して地震災害の発生を防止するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
- 一 地震防災の活動の責任者を定め、その他地震防災の活動に関する組織を整備すること。
 - 二 地震発生時等の地震防災の活動において従業員がとるべき行動を明確にし、及び従業員を防災訓練、地震防災に関する研修等に積極的に参加させること。
 - 三 事業の用に供する建築物その他の工作物の耐震性を確保すること。
 - 四 初期消火及び負傷者等の救出救護のための資材及び機材を整備し、並びに食料及び飲料水を備蓄すること。
- 2 事業者は、その事業所が存する地域の自主防災組織が行う活動に協力する等地域の地震防災の活動に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。
(自主防災組織の責務)
- 第七条** 自主防災組織は、地震発生時等に備え、多くの住民の積極的な参加による組織の充実にも努めるとともに、地域の住民の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
- 一 地震防災に関する知識を地域の住民に普及させること。
 - 二 地震災害に関する地域の危険度、災害危険箇所、避難地の位置等の地域の状況を把握し、地域の住民に周知させること。
 - 三 防災訓練を実施すること。
 - 四 初期消火、負傷者等の救出救護その他の地震防災用の資材及び機材を整備し、及び点検すること。
- 2 自主防災組織は、地震発生時等においては、情報の収集及び伝達、住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給食及び給水、災害危険箇所の巡視その他の地域における地震防災の活動を行うよう努めなければならない。
- 3 自主防災組織は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

第四章 地震に強いまちづくり

(地震に強いまちづくりの推進)

第十五条 県は、市町村その他関係行政機関と連携して、道路、公園、河川、港湾等の都市基盤施設の整備、市街地の面的な整備、公共施設の耐震化及び不燃化、地震防災に配慮した土地利用への誘導等を通じて、地震に強いまちづくりを推進するものとする。

(建築物の耐震性の確保)

第十六条 建築物の所有者は、当該建築物が地震により倒壊すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害することがないようにするため、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その診断結果に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

6. 建築基準法(昭和25年法律第201号)(抜粋)

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

7. 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

第十四条の二 法第十条第一項 の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号 に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

表-相談窓口一覧

| 市町村 | 担当課室 | 代表電話 | 市町村 | 担当課室 | 代表電話 |
|------|----------|--------------|-------|----------|--------------|
| 名古屋市 | 耐震化支援室 | 052-961-1111 | 岩倉市 | 都市整備課 | 0587-66-1111 |
| 豊橋市 | 建築指導課 | 0532-51-2111 | 豊明市 | 都市計画課 | 0562-92-1111 |
| 岡崎市 | 住宅課 | 0564-23-6000 | 日進市 | 建築課 | 0561-73-7111 |
| 一宮市 | 建築指導課 | 0586-28-8100 | 田原市 | 建築課 | 0531-22-1111 |
| 瀬戸市 | 都市計画課 | 0561-82-7111 | 愛西市 | 都市計画課 | 0567-28-7278 |
| 半田市 | 建築課 | 0569-21-3111 | 清須市 | 防災行政課 | 052-400-2911 |
| 春日井市 | 市民安全課 | 0568-81-5111 | 北名古屋市 | 施設管理課 | 0568-22-1111 |
| 豊川市 | 建築課 | 0533-89-2111 | 弥富市 | 都市計画課 | 0567-65-1111 |
| 津島市 | 計画建築課 | 0567-24-1111 | みよし市 | 都市計画課 | 0561-32-2111 |
| 碧南市 | 建築課 | 0566-41-3311 | あま市 | 都市計画課 | 052-444-1001 |
| 刈谷市 | 建築課 | 0566-23-1111 | 長久手市 | 都市計画課 | 0561-63-1111 |
| 豊田市 | 建築相談課 | 0565-31-1212 | 東郷町 | 都市計画課 | 0561-38-3111 |
| 安城市 | 建築課 | 0566-76-1111 | 豊山町 | 都市計画課 | 0568-28-0001 |
| 西尾市 | 建築課 | 0563-56-2111 | 大口町 | 都市整備課 | 0587-95-1111 |
| 蒲郡市 | 建築住宅課 | 0533-66-1111 | 扶桑町 | 総務課 | 0587-93-1111 |
| 犬山市 | 都市計画建築課 | 0568-61-1800 | 大治町 | 都市整備課 | 052-444-2711 |
| 常滑市 | 都市計画課 | 0569-35-5111 | 蟹江町 | まちづくり推進課 | 0567-95-1111 |
| 江南市 | 建築課 | 0587-54-1111 | 飛島村 | 建設課 | 0567-52-1231 |
| 小牧市 | 建築課 | 0568-72-2101 | 阿久比町 | 建設環境課 | 0569-48-1111 |
| 稲沢市 | 建築課 | 0587-32-1111 | 東浦町 | 都市整備課 | 0562-83-3111 |
| 新城市 | 都市計画課 | 0536-23-1111 | 南知多町 | 建設課 | 0569-65-0711 |
| 東海市 | 建築住宅課 | 052-603-2211 | 美浜町 | 都市計画課 | 0569-82-1111 |
| 大府市 | 建築住宅課 | 0562-47-2111 | 武豊町 | 都市計画課 | 0569-72-1111 |
| 知多市 | 都市計画課 | 0562-33-3151 | 幸田町 | 都市計画課 | 0564-62-1111 |
| 知立市 | 建築課 | 0566-83-1111 | 設楽町 | 総務課 | 0536-62-0511 |
| 尾張旭市 | 都市計画課 | 0561-53-2111 | 東栄町 | 建設課 | 0536-76-0501 |
| 高浜市 | 都市防災グループ | 0566-52-1111 | 豊根村 | 農林土木課 | 0536-85-1311 |